

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

内務省

国別政策および情報ノート

パキスタン：ジェンダー被害女性

4.0 版

2020 年 2 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

評価	4
1. 序	4
1.1 申請の根拠	4
1.2 留意点	4
2. 問題の検討	4
2.1 信憑性	4
2.2 適用除外	4
2.3 難民条約上の理由	5
2.4 リスク	5
2.5 保護	10
2.6 国内移住	12
2.7 証明	14
国別情報	14
3. 法的背景	14
3.1 憲法	14
3.2 法的規定	14
4. 社会的・経済的・政治的権利と考え方	15
4.1 概要	15
4.2 文化的背景：社会的地位	16
4.3 経済への参画	17
4.4 政治への参画	18
4.5 教育	18
4.6 保健アクセス	19
4.7 結婚・離婚および相続権	20
4.8 恋愛結婚	21
4.9 性と生殖に関する権利	22
4.10 独身女性	23
4.11 移動の自由	24
4.12 レズビアン、バイセクシャル、トランスジェンダー（LBT）の女性	25
5. 姦通と婚外関係	25
5.1 法的背景	25
5.2 未婚のカップルと婚外子	26

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6. 性暴力およびジェンダー被害	27
6.1 概要	27
6.2 職場における嫌がらせと不当な扱い	28
6.3 家庭内暴力	29
6.4 レイプと性的暴行	31
6.5 「名誉」犯罪	32
6.6 児童婚および強制結婚	35
7. 国家の取り扱いと考え方	36
7.1 法律の施行と執行	36
7.2 司法へのアクセス	37
7.3 司法制度および警察の取り扱いと考え方	39
8. 女性が利用可能な支援	42
8.1 女性警察官のいる警察署	42
8.2 サポートセンターおよびシェルター	42
8.3 社会保障	43
附属書 A	44
KHAN & PIRACHA から英国高等弁務官事務所への 2017 年 9 月 26 日付書簡	44
附属書 B	46
KHAN & PIRACHA から英国高等弁務官事務所への 2015 年 4 月 20 日付書簡	46
調査範囲	
参考文献	
引用された出典	
参照のみで引用されていない出典	
バージョン管理	

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

評価

更新日：2020年2月11日

1. 序

1.1 申請の根拠

1.1.1 庇護申請者が女性であることを理由に、非国家主体によりジェンダー迫害または重大な危害を受ける恐怖。

1.2 留意点

1.2.1 ジェンダー被害には以下を含むが、これに限定されるものではない。家庭内暴力、レイプを含む性的暴行、「名誉」犯罪、および姦通あるいは婚外関係を責められた女性に対する暴力。

1.2.2 家庭内暴力とは身体的暴力に留まらない。家庭内暴力という用語でカバーされるのは、相手をコントロール下に置こうとするあるいは強制的・脅迫的な行動や、性別やセクシュアリティに関わらず、過去あるいは現在において親密な関係または家族であったかある16歳以上の者の間での暴力である。家庭内暴力には、精神的、身体的、性的、経済的、感情的虐待を含め得る。子供が家庭内暴力の被害者または目撃者である場合もある。経歴、年齢、性別、セクシュアリティ、人種、文化に関わらず、誰もが家庭内暴力を経験する可能性がある。しかし、難民条約または人道的保護ルールの下での庇護申請を行うためには、迫害または重大な危害とされる最低限のレベルに、当該の虐待が達している必要がある。

1.2.3 ジェンダー関連の問題を評価するためのさらなるガイダンスについては、「信憑性の評価および難民の地位についての庇護指針」および「庇護申請におけるジェンダーの問題」を参照のこと。

2 問題の検討

2.1 信憑性

2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、「信憑性の評価および難民の地位」における指針を参照のこと。

2.1.2 意思決定者は、以前に英国査証またはその他の形態の在留許可の申請があったか否かについても確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接の前に調査すべきである（「査証の一致、英国査証申請者からの庇護請求に関する庇護指針」を参照のこと）。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性についても検討すべきである（「言語分析に関する庇護指針」を参照のこと）。

2.2 適用除外

2.2.1 意思決定者は、適用除外条項の1つ（または複数）が適用されるか否かについて検討しなければならない。庇護申請者が難民条約の適用除外となる場合、人道的保護の付与も除外される。各事例については、個別の事実および実体を検討しなければならない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.2.2 適用除外条項および制限付き在留許可に関する指針の詳細については、「難民条約第 1 条 F および第 33 条第 2 項に基づく適用除外」, 「人道的保護」ならびに「制限付き在留許可」各文書の庇護指針を参照のこと。

2.3 難民条約上の理由

2.3.1 難民条約において、パキスタン女性は特定の社会的集団（PSG）の構成員となる。

2.3.2 Shah and Islam HL [1999] ImmAR283 判決において、英国上院はパキスタンの女性を特定の社会的集団であるとの判断を下した。これは、パキスタンの女性が変わることのできない共通のジェンダー特性を有し、基本的人権について集団として差別されていること、また、男性と同等の人権は与えられていないと認識されていることから、国家による十分な保護が与えられていないことによる。

2.3.3 すべての国民の平等を憲法は定めており、女性の権利を保護するための法律は多数施行されているが、実際にはこれらの法律は体系的に執行されていない。これは、深く根付いた社会的、文化的、経済的障壁および偏見によるものであり、このことはパキスタン女性が現在も PSG の定義に適合することを示している。

2.3.4 条約上の理由を立証するだけでは難民だと認定するには十分ではない。各事例において検討されるべき問いとは、その庇護申請者が実際の条約上の理由または有するとされる条約上の理由により迫害されるというリスクが実際にあるか否かである。

2.3.5 難民条約上の理由の詳細については、「信憑性の評価および難民の地位」の指針および「庇護申請におけるジェンダーの問題」を参照のこと。

2.4 リスク

a) 女性の一般的地位

2.4.1 女性は法律により保護されているものの、実際にはこれらの法律は体系的に執行されていない。これは、深く根付いた社会的、文化的、経済的障壁および偏見によるものである。女性の地位、ひいては社会的・経済的権利および人権を行使する能力は、当該女性の社会的地位一階級、宗教、教育、経済的自立、地域および所在地（都市または地方）、文化的・伝統的価値、カースト、これまでに受けた教育、婚姻状況、および子供の数一によりさまざまである。公的および私的生活のすべての局面において、深く根付いた家父長制度を通じ、女性は直接的、文化的、構造的暴力に直面している（「文化的背景：社会的地位」および「性暴力およびジェンダー被害：概要および家庭内暴力」を参照のこと）。

2.4.2 世界経済フォーラムが発表する世界ジェンダー・ギャップ指数は、経済活動への参画と機会、教育、健康と生存および政治的エンパワーメントの観点からジェンダー平等を評価するものだが、その 2016 年版、2017 年版、2018 年版において、パキスタンは世界で下から 2 番目（南アジアでは最下位）に位置付けられている。差別、そして名誉殺人を含む文化的、宗教的、伝統的慣習から女性が直面するリスクについては、パキスタンは世界で 6 番目に女性にとって危険な国であると位置付けられている（「社会的・経済的・政治的権利と考え方」を参照のこと）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.3 ラホール、カラチ、イスラマバードのような大都市の女性は、多くの場合、積極的に社会活動を行うことができる。すなわち、教育、雇用、保健サービスにアクセスでき、男性が付き添うことなく交遊したり旅行することが可能である。しかし、地方の保守的な地域に暮らす女性のほとんどは、パルダ（親族以外の男性から女性を隔離する慣習）のため、家庭外の活動への参加を厳しく制限されている（「文化的背景：社会的地位」を参照のこと）。

2.4.4 女性を巡る状況を改善するための法律は、本評価でも言及する国別指針判決以降、徐々に増えつつあるが、社会的・文化的・宗教的価値の誤った使用に加え、家父長制的なものの考え方や依然として女性が男性に従属している事実は、実際には、これらの国別指針判決の公布以降も実質的な変化は起こっていないことを示している。したがって、これら判決からの逸脱を正当化する「説得力のある証拠により裏付けられた非常に強力な根拠」は存在しない（「国家の取り扱いと考え方」および「性暴力とジェンダー被害：概要」および「判例法」を参照のこと）。

2.4.5 社会的差別が迫害的あるいは非人間的あるいは屈辱的な取り扱いであると認めるためには、その程度が重大でなければならないが、女性、特に社会経済的に高い階層の出身者に対する社会的差別の程度は、一般的には、差別の性質および反復の点においてそこまでには至らない。しかし、個別の事例はその申し立ての事実について検討しなければならない。申請者である女性の宗教または属する民族により異なる可能性がある。アフマディーヤ、キリスト教徒およびキリスト教からの改宗者、イスラム教シーア派およびハザーラ人に関する情報については、「パキスタン 国別政策と情報ノート」の各項を参照のこと。

2.4.6 意思決定者は、当該特定個人に関する特別な事情の有無を検討しなければならない。これらの事情により、差別的取り扱いが、その性質および反復の観点上十分に深刻なものとなる可能性があり、その場合、そのような取り扱いまたはそのような取り扱いの累積的効果が迫害または重大な危害となり得る。

b) 判例法

2.4.7 2016 年 2 月 2 日に下された国別指針判決 **SM (lone women - ostracism) (CG) [2016] UKUT 67 (IAC)**（独身女性の社会的排斥について）において、第二層審判所は、SM 判決内で示された独身女性世帯主に関する指針を除き、**SN and HM (Divorced women - risk on return) Pakistan CG [2004] UKIAT 00283**（離婚した女性の帰国時のリスクについて）および **KA and Others (domestic violence risk on return) Pakistan CG [2010] UKUT 216 (IAC)**（帰国時の家庭内暴力リスクについて）の両判決における既存の国別指針は引き続き有効であるとした（第 73 項 i）。

c) 姦通、婚外関係および離婚

2.4.8 姦通および婚外の肉体関係は法律上の犯罪とされる。姦通については 5 年以下の懲役および 10,000 ルピー以下の罰金が科される。姦通についての申し立ては直接裁判所に行わなければならない。しかし、参照した文献において、有罪判決に関する最近の統計や判例を見つけることはできなかった（「参考文献」を参照のこと）。殺人を含む「名誉」犯罪は、不貞行為または不謹慎な行為を行ったと非難された女性に対

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

して往々にして実行され、このような犯罪では、加害者は、家族の被った不名誉に対する報復を企む。不義を行ったとの主張や疑いがあるだけで、このような名誉犯罪に手を染めるには十分な理由となる（「姦通と婚外関係」および「『名誉』犯罪」を参照のこと）。

2.4.9 2010年4月21日、22日に審理され、同年7月14日に公布された国別指針判決 **KA and Others (domestic violence risk on return) Pakistan CG [2010] UKUT 216 (IAC)** の中で、第二層審判所は、パキスタンの女性を巡る状況を改善するため過去10年に施行された多くの法令のうちの1つ「（刑法改正）2006年女性保護法は、姦通を犯したとして非難された女性への影響と共に、パキスタンの刑法運用に大きな影響を及ぼした」との判断を下した（頭注第iii項）。

2.4.10 KA & Others 判決の中で、第二層審判所は、「今では性的犯罪のほとんどは、より懲罰が厳しい1979年ジナとされる犯罪（フドゥード執行）令ではなく、パキスタン刑法により裁かれることとなった。今では姦通の申し立てのために警察に初期供述調書の届け出を行う権限は夫ではなく（中略）そのような申し立ては裁判所に提出しなければならず、またいかなる申し立てについても、手続きを進めるためには、裁判所に対し十分な根拠を示す必要がある。上位の警察官が捜査を行わなければならない。姦通罪（ハッド刑の対象となるジナおよびタジール刑の対象となるジナいずれも）は保釈可能とされるようになった」と結論付けた（頭注第iii項）。

2.4.11 KA & Others 判決において、第二層審判所は、次のような判断を下している。個別事例について固有の状況を検討することは常に必要とはなるものの、一般論としては、帰国してパキスタンの裁判所において訴追されることとなる人物が、公正な裁判を受ける権利をあからさまに否定される重大なリスクはないものと考えられる（第1項）。

2.4.12 パキスタンへの帰国後、訴追を受ける可能性のある人物には、姦通を犯したあるいは婚外での肉体関係を持ったとして告発されている女性も含まれることとなる（「姦通と婚外関係」を参照のこと）。

2.4.13 2015年5月21日に審理され、2016年2月2日に公布された国別指針判決 **SM (lone women - ostracism) (CG) [2016] UKUT 67 (IAC)** の中で、第二層審判所は次のような判断を下した。「パキスタンの女性には夫との離婚が法的に認められており、避難先国から、第三者を通じあるいはパキスタン国内の弁護士の助けを借り、家族からの報復のリスクを低減しつつ離婚手続きを開始することができる。このような形で離婚し、新たなパートナーまたは夫と帰国した女性は、男性の保護を得ることができ、自身の出身地を除けば、社会的排斥のリスクは少なく、迫害または重大な危害があるとは言えない」（第73項viii）。

2.4.14 婚外で肉体関係を持った、あるいは持ったと疑われる女性は迫害される可能性がある。しかし、法律改正により、彼女らは裁判所でより公正な取り扱いを受ける可能性が高い。だが、今なお文化的、家父長制的考え方は根強く残り、特に女性の「名誉」に疑問符が付けられるような場合はなおさらそれが強く表れる。個別の事例は、その事実をもって検討されなければならない。

2.4.15 女性はまた、家族に不名誉をもたらしたとして、家族や社会からの差別や不当な扱いを受ける場合がある。このような場合の脅威の意図、性質および可能性は、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

当該女性を巡る状況や当該事例の実体により異なる。

2.4.16 国別指針判決 **KA and Others** に示された通り、法律的には女性が夫と離婚することは可能である。しかし、離婚女性は、自身の家族および元夫の家族により困難に直面させられる可能性がある。

2.4.17 パートナーのいない離婚女性が、上記の両家族からの嫌がらせその他の虐待に直面するかどうかは、当該女性を巡る状況および当該事例の実体により異なる。このようなリスクを証する責任は当該女性にある。

2.4.18 家族に不名誉をもたらしたとして、女性が家族や社会から不当な取り扱いを受けるリスクの評価については、後述の「名誉犯罪」を参照のこと。

2.4.19 現在入手可能な国別情報からは、**KA and Others** 判決および **SM** 判決における第二層審判所の判決は引き続き有効であることが示されている。迫害と見なされるほどの扱いに女性が直面するかどうかは、その事例の実体により異なる。

d) 婚外子

2.4.20 婚外での肉体関係は厳しく禁じられているため、婚外子を生むことは大きな社会的汚名のレッテルを貼られることとなる。婚外子は **harami** と呼ばれるが、これは「イスラム教の下で禁じられるもの」を意味する。婚外子に相続権はなく、父親の名前を明らかにしない限り、公衆衛生や教育、雇用と言った基本的サービスを利用するために必要な国民 ID カードを入手することができない。しかし、2015 年に伝えられたところでは、父親の名前がなくとも、「仮の」名前を提出することにより子供の出生登録を行うことが可能である。（「未婚のカップルと婚外子」を参照のこと）。

2.4.21 パキスタン国内のコンサルティング会社によれば、子供のいる未婚のイスラム教カップルの場合、男性が女性を妻と認め、子供を認知していれば、結婚していると見なされる場合がある。シングルマザーは、保守的なものの見方のため、社会から排斥される可能性がある（「未婚のカップルと婚外子」を参照のこと）。

2.4.22 女性に婚外子がいる場合、「仮の」あるいは本当の父親の名前を用いてその子供を国家データベース・登録局（**NADRA**）に登録することができ、これにより、その子供は ID カードを手に入れ、公的サービスを受けることができるようになる。女性が子供の父親と同居しているかあるいはその子供を自分の子として認知するパートナーがいる場合、この両者は結婚しており、子供は正式な夫婦間に生まれた子供だと見なされる場合がある。

2.4.23 婚外子のいる独身女性は、自身の家族または社会から排斥される可能性がある（「独身女性」を参照のこと）。それを理由に女性が迫害と見なされる扱いを受ける可能性があるかどうかは、当該事例の実体により異なる（独身の女性および女性世帯主に関する判例については、「国内移住」も参照のこと）。

e) 家庭内暴力

2.4.24 家庭内暴力は、精神的虐待や身体的虐待、それらを組み合わせた身体的／性的虐待などの形になり得るが、社会に蔓延しており、通常、夫、父親、男兄弟、義兄

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

弟が加害者となる。結婚している女性の約 3 分の 1 が、夫から虐待を受けたことがあると調査に回答しているが、表に出ない虐待が問題となっている。虐待がどれほどの頻度で起こるかにはさまざまな要因が影響するが、これには女性が居住する地域（町や都市に住む女性に比べ、地方に住む女性は、あらゆる形態のジェンダー被害のリスクがより高い）、結婚時の年齢、現在の年齢、教育程度、自身および自身の家族の財産（または貧困度合い）などが含まれる。家庭内暴力は社会に蔓延しており、人生のすべてのステージの女性に何等かの影響を与えているが、現在 40 歳以下で、18 歳になる前に結婚し、大学教育または職業専門教育を受けておらず、地方に在住する女性が最も被害を受けやすい層となる（「家庭内暴力」参照のこと）。

2.4.25 家庭内暴力として報じられるものには、打撃、身体的損傷、頭髪や眉毛の剃り落とし、アシッドアタック、殺人などが含まれる。配偶者によるレイプは刑事上の犯罪とはならない（「家庭内暴力」および「レイプと性的暴行」を参照のこと）。

2.4.26 家庭内暴力は蔓延しているが、その性質、度合い、反復の点で、虐待の程度が迫害に該当するかどうかは、当該事例の実体により異なる。

2.4.27 女性のためのシェルターの状況とそれが適切なものであるかどうかについては、「サポートセンターおよびシェルター」を参照のこと。

f) 「名誉」犯罪

2.4.28 「名誉」犯罪は、法により禁じられているものの、今なお発生している。通常、これらの犯罪は、女性が家族に不名誉をもたらしたと男性が主張する場合に起こる。たとえば、女性が見合い結婚を拒否する、家族が認めない対象に恋愛感情を抱く、姦通をはたらく、婚外関係を持つといった場合や、あるいは女子児童の場合は、慎重深いとはみなされない服装や行為を行った場合が該当する。名誉犯罪には、殺人（名誉殺人）、暴行、アシッドアタック、監禁、幽閉、結婚の相手選びへの介入、火による処刑、鼻を削ぎ落とす行為などが含まれる。法的には、女性は家族の同意なしに結婚すること（恋愛結婚とも呼ばれる）が可能だが、そのような形で結婚した女性は、家族からの脅迫および暴力の対象となり、極端な場合には「名誉」殺人の被害者となる可能性がある（「恋愛結婚」および「『名誉』犯罪」を参照のこと）。

2.4.29 KA & Others 判決の中で第二層審判所は、「帰国した女性が名誉殺人の対象となるという現実的なリスクにさらされるかどうかは、個別の状況により異なる。しかし、一般的に言って、そのようなリスクは、北西辺境州（現在はカイバル・パクトゥンクワ州として知られる）のような部族地帯に限られる可能性が高く、既婚女性が対象となる可能性は少ない」との判断を下した（頭注第 iv 項）。

2.4.30 しかし、より新しい国別情報では、名誉殺人を含む名誉犯罪のリスクは、必ずしも部族地帯や未婚女性に限られたものではないことが示されている。2018 年 11 月版で言及されたある文献によれば、「名誉」犯罪の発生率が最も高いのはパンジャブ州であり、シンド州、カイバル・パクトゥンクワ（KP）州、バローチスターン州が、それぞれ第 2 位、第 3 位、第 4 位と続いている。被害者のほとんどは女性である（「『名誉』犯罪」を参照のこと）。

2.4.31 「名誉殺人」に関する統計については、死亡事案がしばしば隠蔽されるため、常に入手可能であるわけではないが、2017 年に「名誉」の名の下に殺された女性は

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

700 人以上いると伝えられている。その他の形態の名誉犯罪も引き続き蔓延している。女性が「名誉」犯罪の対象となる可能性が高いかどうかは、当該女性の個人的状況や家族の状況、またその事例の実体により異なる。

2.4.32 リスク評価に関するさらなる指針については、「信憑性の評価および難民の地位」の指針および「庇護申請におけるジェンダーの問題についての庇護指針」を参照のこと。

2.5 保護

2.5.1 「ならず者」国家主体を含む非国家主体による迫害の恐怖についての十分な根拠を有する庇護申請者に関し、意思決定者は、国が効果的な保護を提供できるかどうかを評価しなければならない。

2.5.2 憲法は性別に基づいた差別を禁じており、女性の権利を守り、女性に対する暴力を抑止することを企図した多くの法令が存在する（「法的背景」を参照のこと）。しかし、施行された法令の執行は、必ずしも効果的に行われているわけではない（「法律の施行と執行」を参照のこと）。

2.5.3 パキスタンでは刑事司法制度が機能している。しかし、性暴力やジェンダー被害に怯える女性の保護に当局が積極的でない場合が往々にして見られ、警察や裁判官は家庭内暴力事案を家族の問題と見なし、介入には及び腰である。警察は多くの場合、起訴するのではなく、当事者間の和解を勧め、虐待を行う者の元に被害者を返してしまう。警察がレイプの通報の受理を拒むことも一般的に見られる。警察官の一部は事件を受理する前に賄賂を要求し、捜査はしばしば表面的なもので終わってしまう。裁判所が、レイプ被害者を性格的にふしだらだと見なし、そのため非難すべきは被害者だと判断することも多い（「司法制度および警察の取り扱いと考え方」を参照のこと）。

2.5.4 警察および捜査当局はまた、「名誉」殺人に関連した事件では、宗教指導者や現地有力者による圧力にさらされていると言われている。「名誉」犯罪の多くは罪に問われず、加害者の逃亡がしばしば黙認されていると伝えられる（「『名誉』犯罪」および「法律の施行と執行」を参照のこと）。

2.5.5 政府は、申し立てを行い、告訴状を提出し、法律上のアドバイスを受け相談できる安全な場所を暴力被害者に提供することを企図し、女性警察官が常駐する警察署を数カ所設けると共に、一般的な警察署には女性向けのヘルプデスクを設置している。しかし、これらは相対的に数があまりにも少なく（2017 年に全警察官に女性が占める割合は 1%未満であった）、人員も足りていない（「女性警察官のいる警察署」を参照のこと）。

2.5.6 裁判所においては、女性が提出した証拠の価値は、男性証人の価値の半分にしかすぎないと考えられている。政府は女性の司法へのアクセス向上に注力しており、2019 年には、女性に対する暴力に対処するための専門法廷を 1,000 以上立ち上げると発表した。この新たな専門法廷は、既存の裁判所内に設けられる予定だが、家庭内暴力事件を他の事件とは分けて審理することで、被害者が匿名性を保ったまま証言することを可能にする。この種のパイロット法廷は 2017 年にパンジャブ州に設置されている。しかし、このような革新的な取り組みにも関わらず、一部の女性にとって司法に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

アクセスすることは依然として困難である（「司法へのアクセス」を参照のこと）。

2.5.7 地方では今もなお正式な法的保護を欠いた非公式な司法制度が活用されており、地元当局はジルガ評決の執行に協力しているが、これは身体的危害による代償をベースとした伝統法を執行することを意味し、多くの場合、女性に危害が加えられる結果となる（「司法へのアクセス」を参照のこと）。

2.5.8 保護そのものを提供するわけではないものの、家庭内暴力やその他の暴力に直面する女性は、政府や非政府組織が設置するシェルターで支援や援助を受けることができる。しかし、暴力被害にあった女性のための政府運営のシェルター（ダル・ウル・アマン）は、設備が十分でなく、スペース、人員、資金のいずれもが不足していると伝えられている。また、この施設に女性が入退去するためには裁判所による命令書が必要で、元の暴力的な環境に女性を戻すことも頻繁に行われている。民間や NGO が運営するシェルターは、需要に対して数をはるかに少ない状況にある（「サポートセンターおよびシェルター」を参照のこと）。

2.5.9 国別指針判決 **KA and Others** の中で、第二層審判所は、「一般論として、法と秩序のために機能し、公衆の保護を確実ならしめることに対し、警察が根本的に後ろ向きである、あるいは能力を有しないと立証するには証拠が不十分である」との判断を下した（第 193 項）。

2.5.10 しかし、**SM** 判決において、第二層審判所は、独身女性に関し、「同国についての一般的文献証拠が示すところによれば、2010 年以降保護のための法令が施行されてきたにも関わらず、女性の庇護申請者の家族または夫による迫害または重大な危害の現実的なリスクがこれまで存在してきたという状況にある出身地域においては、国家による十分な保護は通常得られない。国際的保護の必要性について評価する場合は、審判日における庇護申請者に対するリスクの性質、原因、範囲についての慎重かつ個別の事実に基づく評価が必要となろう。これには、家族の支援や男性保護者を当該女性が得ることができるかどうか、あるいは当該女性が教育を受け、裕福で、比較的年長であるかどうか、あるいはいずれかの大都市に国内移住することが可能かどうかについての評価を含む」との判断を下した（第 63 項）。

2.5.11 しかし、**KA and Others** 判決の中で、第二層審判所は、「女性のためのシェルターのネットワーク（政府が運営するシェルター（ダル・ウル・アマン）および民間シェルター、イスラム女性のためのクライシスセンターから成り立つ）は、家庭内暴力の被害者である女性に総じて効果的な保護を提供しているが、そのようなセンターの一部においてはサービスレベルや入居者の取り扱いに大きな瑕疵が存在する。5 歳以上の男子を持つ母親は、息子から引き離される可能性がある」と論じた（頭注第 vi 項）。

2.5.12 国別指針判決 **SM** の中で、第二層審判所は以下のような判断を下している。

- 男性の保護者あるいは社会的ネットワークを持たない独身の女性または女性世帯主は、短期間であれば国が運営する家庭内暴力のためのシェルターを利用することができるが、このようなシェルターが注力するのは、入居者をその親族と和解させることであり、シェルターの数や時間も限られている。民間が運営するシェルターは、より機動的であり、女性が社会的環境を整えるまでの間、より長期間のサポートを提供しているが、やはり数が限られている（第 73 項）

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

vi)。

- リスクに直面する女性が家庭内暴力のためのシェルターを利用することは可能だが、子供を持つ女性の場合、これらのシェルターは、子供が母親と共に入居することを必ずしも認めるわけではない。一時的に母親と子供が引き離されるリスクやその割合は、子供の年齢と性別によって異なる可能性が高い。5 歳以上の男子児童は母親から引き離され、家族の状況が落ち着くまでの間、孤児院やイスラム教の学校に預けられる場合がある (KA and Others (domestic violence risk on return) Pakistan CG [2010] UKUT 216 (IAC)を参照のこと)。このような一時的な別離は、必ずしも均衡を失っているわけでも無用なまでに過酷であるわけでもない。これについては、個別の事例の実体をもって判断すべきものである (第 73 項 vii)。

2.5.13 女性保護向上のため、政府は関連した法令を施行すると共に、女性警察官のいる警察署や家庭内暴力を専門に扱う法廷の創設など具体的な取り組みを行っている。しかし、刑事司法制度の有効性や司法へのアクセスは今なお脆弱であり、それが、独身か既婚かに関わらず、家族や社会的主体が自身にとっての脅威となっている出身地において、女性が保護を得ることを妨げている場合がある。個別の事例は、それぞれの根拠に基づいて検討されなければならない。

2.5.14 過去に迫害があったという事実や過去に効果的な保護が得られなかった事実が少しでもある場合、将来的にも効果的な保護が得られないことを示している可能性がある。援助や保護を受けられない女性がいる可能性があり、個別事例はその実体に基づいて慎重に検討される必要がある。しかし、なぜ自身が効果的な保護を得ることができないかについて証明する責任は当該女性側にある。

2.5.15 国家による保護の利用可能性を評価するためのさらなるガイダンスについては、「国別政策および情報ノート パキスタン：背景、保護主体および国内移住」、「信憑性の評価および難民の地位」における指針、および「庇護申請におけるジェンダーの問題についての庇護指針」を参照のこと。

2.6 国内移住

2.6.1 庇護申請者に、「ならず者」国家主体を含む非国家主体による迫害の恐怖についての十分な根拠がある場合、当該個人を巡る個別状況をすべて念頭に置いた上で、国内移住の妥当性と合理性について慎重に検討しなければならない。

2.6.2 控訴院は *SC (Jamaica) v Home Secretary [2017] EWCA Civ 2112* 判決において、次のような判断を下した。「評価は包括的に実施することを目指しており (中略) 国内移住が合理的であるか否かという問題全体についての証明責任や証明基準が生じるものではない」 (第 36 項)。

2.6.3 2004 年 4 月 19 日に審理され、同年 5 月 25 日に公布された国別指針判決 *SN & HM (Divorced women – risk on return) Pakistan* の中で、第二層審判所は、国内移住の問題については、個別事例において慎重に検討することが必要となろうとの判断を下した。第二層審判所は (判決の第 48 項において) 次のような判断を下している。「この種の事例において意思決定者が自問すべき一般的な問いとは以下のようなものである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

a) 庇護申請者は、現実的なリスク、あるいはそれが元の出身地における重大な危害の現実的なリスクとなるほどの敵意を自身の夫（あるいは元夫）または夫の家族から今後示されることについての合理的な発生可能性を証したか。

b) これを証している場合、そのようなリスクに対する効果的な保護を出身地において自身が得ることができないことを示したか。この保護には、パキスタン国家、自身の家族、または現在のパートナーやその家族からの保護を含む。

c) これを証している場合、このようなリスクや保護の欠如は、利用可能な国の支援、シェルター、クライシスセンター、パキスタン国内他地域に住む家族や友人など、庇護申請者が赴くことができると合理的に判断されるパキスタン国内の他所においても同様の状況であるか（Robinson [1977] EWCA Civ 2089 AE and FE [2002] UKIAT 036361）。

2.6.4 国別指針判決 SM において、第二層審判所は以下のような判断を下している。

- 独身の女性または女性世帯主に対し、その出身地域において迫害または重大な危害のリスクが存在している場合、当該女性の家族状況や社会的状況、教育の程度により、パキスタン国内の大都市のいずれかに国内移住するという選択肢が存在する場合がある（第 73 項 ii）。
- 移住先において、家族または男性の後見人による支援を受けられる場合、独身の女性や女性世帯主のパキスタン国内での移住を期待することは、通常、甚だしく過酷というわけではないと考えられる（第 73 項 iii）。
- 都市への国内移住を考えることは、教育を受けた、経済的に恵まれた、または年長の女性にとっては、通常、甚だしく過酷というわけではないと考えられる。仮に女性に資格があり、十分な給与レベルの職を得、必要であれば住居費や育児費を払うことができる場合、さらに有利な状況となる（第 iv 項）。
- 子供の有無に関わらず独身女性が、特殊な状況にあるために、家族やその他の社会的支援先から排斥されている場合、国内移住はより困難であり、それが甚だしく過酷であるかどうかについては、個別事例の実体をもって判断することとなる（第 v 項）。

2.6.5 国別指針判決 KA and Others では、次のような判断が記されている。「女性のためのシェルターのネットワーク（政府が運営するシェルター（ダル・ウル・アマン）および民間シェルター、イスラム女性のためのクライシスセンターから成り立つ）は、家庭内暴力の被害者である女性に総じて効果的な保護を提供しているが、そのようなセンターの一部においてはサービスレベルや入居者の取り扱いに大きな瑕疵が存在する。5 歳以上の男子を持つ母親は、息子から引き離される可能性がある（頭注 vi）。家庭内暴力の女性被害者に国内移住が可能かどうかの判断に当たっては、このようなシェルターやセンターの利用が可能であるかどうかのみならず、このようなセンターを退去した後に女性が直面する状況を考慮しなければならない（頭注 vii）。」

2.6.6 国内移住に関するさらなるガイダンスについては、「国別政策および情報ノート パキスタン：背景、保護主体および国内移住」、「信憑性の評価および難民の地位」における指針、および「庇護申請におけるジェンダーの問題についての庇護指針」を参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.7 証明

2.7.1 庇護申請が却下された場合、2002 年国籍、移民および亡命法第 94 条の下で、「明らかに根拠がない」と認定されるわけではない。

2.7.2 証明に関するさらなるガイダンスについては、「2002 年国籍、移民および亡命法第 94 条の下での庇護および人権に関する申請の証明（明らかに根拠がない申請）」を参照のこと。

国別情報

セクション 3 更新日：2019 年 11 月 12 日

3. 法的背景

3.1 憲法

3.1.1 憲法は国民および国家間の平等を規定している。

- (1) すべての国民は法の下に平等であり、平等な法的保護を受ける権利を有す。
- (2) 性別を理由とした差別を行ってはならない。
- (3) 本条のいかなる項目も、国家が女性と子供の保護のための特別な規定を設けることを妨げるものではない。

3.2 法的規定

3.2.1 カナダ政府および UN Women パキスタン事務所の支援を受け、パキスタン・ジェンダーおよび政策研究センターが 2018 年に発表した、パキスタンの地方在住女性に関する報告書には、女性に対する暴力を防止し、女性の権利を保護することを目的とした法律のリストが掲載されている（完全に網羅しているわけではない）。

- ♦ 2016 年反レイプ法
- ♦ 2016 年反名誉殺人法
- ♦ 2016 年パンジャブ州暴力からの女性保護法
- ♦ 2015 年パンジャブ州結婚制限に関する改正法
- ♦ 2014 年シンド州児童結婚制限法
- ♦ 家庭内暴力防止および保護法、シンド州（2013 年）およびバローチスタン州（2014 年）
- ♦ 2014 年カイバル・パクトゥンクワ州援助が必要な寡婦および特別人物法
- ♦ 2013 年ガーグ（Ghag）慣習根絶法（カイバル・パクトゥンクワ州）
- ♦ 2011 年反女性的慣習防止法（刑法改正）（慣習の名の下での強制結婚および相続権剥奪に関する法律）
- ♦ 2011 年困窮および拘禁状態にある女性のための基金（改正）法
- ♦ 2011 年（女性による）所有の権利法
- ♦ 2011 年アシッドコントロールおよびアシッド犯罪防止法
- ♦ 2010 年職場における女性への嫌がらせからの保護法（アザド・カシミール州（2011 年）、パンジャブ州（2012 年）、ギルギット・バルティスタン州（2013 年））
- ♦ 2006 年女性保護法

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.2.2 2019年2月発行のパキスタンについての報告書において、オーストラリア外務貿易省（DFAT）は、女性のための州レベルでの取り組みとして以下を挙げている。

- ♦ バローチスタン州は、州レベルの女性の地位委員会を創設するための法律を制定した。
- ♦ カイバル・パクトゥンクワ州議会は、女性に対する嫌がらせ撤廃法案を導入した。
- ♦ パンジャブ州女性保護局法（2017）の下に、ムルターンにおいてパキスタン初めての女性に対する暴力撤退センターが開設された。
- ♦ パンジャブ州警察は、『女性保護本部副長官（Additional Inspector-General, Women's Protection）』という職位を新設し、社会のあらゆる分野にわたって明示的および黙示的男女差別をすべて撤廃するためのパンジャブ州女性開発政策(2018)を立ち上げた。

3.2.3 パンジャブ州政府は 2016 年、パンジャブ州暴力からの女性保護法を成立させ、家庭内暴力の被害者に対し、より手厚い法的保護を提供することとした。また、家庭内暴力防止のための法律が、バローチスタン州で 2014 年に、シンド州で 2013 年に成立している。本ノートの発行段階では、同様の法律がカイバル・パクトゥンクワ州において審議中である。（「家庭内暴力」も参照のこと）

3.2.4 米国国務省が発表した 2018 年版人権報告書（USSD HR Report 2018）の中に記されたように、「2012 年女性の地位全国委員会法案（NCSW）は、女性の地位全国委員会の、女性の人権侵害を調査するための財務上および行政上の自律を規定している。しかし女性人権活動家らによると、同委員会は資源が不足していた」。DFAT 報告書では、「NCSW は女性擁護およびジェンダー改革において高い評価を受けているが、予算が少なく、慎重を期すべき題材に取り組む際に、政治的制約を頻繁に受けている。NCSW は、各州に支部（PCSW）がある。そのプレゼンスレベルおよび有効性はばらつきがある。」と記されている。

「法律の施行と執行」も参照のこと。

セクション 4 更新日：2019 年 11 月 12 日

4. 社会的・経済的・政治的権利と考え方

4.1 概要

4.1.1 全人口 207,862,518 人（2018 年 7 月時点）中、女性は 101,186,679 人と推計されている。2018 年には、議会の全議席のうち 20% が女性議員で占められており、中等教育を受けている割合は、成人男性が 47.3% であるのに対し、成人女性は 27% である。識字率は男性 69.5% に対し、女性は 45.8% である（2015 年推計）。生児出生 100,000 人当たり 178 人の女性が妊娠に関連した原因で亡くなっている。思春期妊娠率（15～19 歳の女性 1,000 人当たりの出産数）は、生児出生 1,000 人当たり 36.9 であった。労働市場への女性の参画は 24.9% であったが、男性は 82.7% に上る（2017 年推計）。

4.1.2 世界経済フォーラムが発表する世界ジェンダー・ギャップ指数は、経済活動への参画と機会、教育、健康と生存および政治的エンパワーメントの観点からジェンダー平等を評価するものだが、その 2018 年版において、パキスタンは世界で下から 2 番

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目（南アジアでは最下位）に位置付けられている。2017 年版および 2016 年版でもパキスタンは同じ順位であった。2018 年版には、賃金の平等と教育について、よい進展が見られたと付記されている。

4.1.3 パキスタン人権委員会（HRCP）の 2018 年版報告書には、以下のように記されている。

「昨年の報告時から、女性にとっての見通しに改善の兆しはほとんどない。そして女性が直面する問題は、この一年間を通じ報じられたニュースに明瞭な形で表れている—とりわけ顕著なのが、この家父長制社会で蔓延する家庭内暴力や性暴力事件の報道に見られるものだ。いわゆる「名誉」殺人やアシッドアタック、拡大家族で働く力学、移動や職業に関する社会的制限、不平等と極度の貧困、強制結婚や見合い結婚など、他の要因が複合作用した場合、見通しは暗いものとなる。」

4.2 文化的背景：社会的地位

4.2.1 パキスタンの女性の地位は、属する階級、宗教、教育、経済的独立性、地域および所在地（都市か地方か）、文化的・伝統的価値、カースト、これまでに受けた教育、婚姻状況、子供の数などによりさまざまである。女性の大多数は地方に住んでいる。家父長制的考え方や、女性の役割や責任に関する根深い固定概念が女性の差別的扱いにつながり、家族や社会の中で、女性を従属的立場に置き続ける。

4.2.2 女性問題の専門家 550 名を対象とした 2018 年のトムソン・ロイター財団の調査では、パキスタンは「経済的リソースおよび差別、また、いわゆる名誉殺人を含む文化的・宗教的・伝統的慣習から女性が直面するリスクの観点で、[女性にとって世界で] 6 番目に危険かつ 4 番目に最悪な国である」と評価され、「家庭内暴力を含めた非性的暴力の点では下から 5 番目の国である」と位置付けられた。

4.2.3 ジョージタウン大学の女性・平和・安全保障研究所の 2017/18 年版指数は、ギャラップ世界世論調査（Gallup World Poll）における回答者への「あなたの家族の女性の誰かが、家の外で給与を得る仕事がしたいと望んだ場合、それは何の問題もなく認められるものですか」という質問に基づき差別的慣習を測定している。パキスタンでは、73%の男性が、この設問に対し、認められないと回答した。

4.2.4 2018 年 11 月、HRCP の元議長であるゾフラ・ユスフ氏は、ドイツの放送局ドイツ・ヴェレに対し、「封建主義的正統派信仰や保守的規範がパキスタンには深く根付いている。男性は女性をコントロールしようとし、女性を「所有物」として扱う。男性は女性に一切の自由を認めようとしない」と語っている。

4.2.5 2019 年 2 月に DFAT が発行したパキスタンについての報告書は、各種文献を収集整理したものだが、次のように記している。

「パルダ（「カーテン」の意。女性を親族以外の男性から隔離する風習）の遵守は、家庭外で女性の個人的、社会的および経済的活動を制限している。パキスタンの女性の多くは、男性、特に家族以外の男性から隔離されて暮らしており、基本的権利や自由および保護を受ける機会を阻む深刻な文化および法的障害に直面している。ラホール、カラチまたはイスラマバード等の大都市では、多数の女性が社会に積極的に参加しているが、都市郊外の保守的な社会では、パルダが厳格に遵守されている。医療

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

サービスまたは紛争勃発時に人道的支援を受ける場合を含め、女性が自宅からの外出に現実的な影響を及ぼしている。」

4.2.6 2019年3月、英語によるニュースサイト **Dawn**（パキスタン・ヘラルド・パブリケーションのサイト）は、独身女性に対する家族や友人からの結婚し子供を持つようという圧力について報じた。（「独身女性」も参照のこと）

4.3 経済への参画

4.3.1 2017年7月に発行した報告書の中で、国連の経済的、社会的、および文化的な権利に関する国際規約（CESCR）は、女性の間での高い失業率についての懸念を表明した。このレポートは、以下のように付け加えている。

「また、73%以上の労働者が非公式経済における働き手となっており、その大多数が女性であり、労働上の保護や社会的保護を受けていないことが懸念される。公共部門においては、宗教的少数派や障がい者、女性に対する雇用の割り当てがあるものの、これらのグループが人口に占める割合に対し、割り当て数が非常に低いこと、またこれらの割り当てが行われていることについての情報が共有されていないことも懸念される。」

4.3.2 HRCP の 2018 年版報告書は、「パキスタンにおける女性の労働参加率は過去15年間で50%以上増加しているとは言え、実際に労働に参加している女性は5人に1人である」と記している。

約75%の女性と少女が農業部門で雇用されている。失業率は地方の女性で7%、都会の女性で20%と報じられている。女性・平和・安全保障指数2017/18年版は、金融機関口座を保有するパキスタンの女性の割合は3%にすぎないと推計されると記している。マイクロファイナンスの仕組みを女性が利用することは可能で、特に地方で暮らす女性の支援となっている。全体では、11%の世帯の世帯主が女性である。

4.3.3 2018年3月、エクスプレス・トリビューン紙は、女性の金融包摂について次のように報じた。

「パキスタンには、金融包摂の面でやり遂げるべき多くのことがある。（中略）パキスタンでは、2015年に金融包摂におけるジェンダー・ギャップが5%に下がった後、2016年には再度8%まで上昇した。パキスタン女性のうち、都会に住み、教育を受けた裕福な女性は公式の金融機関の預金口座の保有登録を行っている。金融に関する問題について意見を言うことは女性にはほとんど許されておらず、家族中の男性（夫、兄弟、父親など）が、金融問題については一手に引き受けている。「金融包摂についてのインサイト」（FII/ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団の支援による調査）の結果からは、公式経済から収入を得ている女性のうち、自身の金をどのように使うかを自分だけで決めているのは16%にすぎないことが読み取れる。これに対し、パキスタンの男性の44%は自身の金をどのように使うかを自分だけで決めている。（中略）パキスタン電気通信庁によれば、同国の電話普及率は72%である。携帯電話使用については、既婚男性の88%が電話を利用している一方、既婚女性が携帯電話を持つ割合は65%である。全体的な識字率の低さのため、携帯電話など人気のある技術の使用に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

においてもジェンダー・ギャップが存在する。

4.4 政治への参画

4.4.1 世界ジェンダー・ギャップ報告書 2018 年版によれば、女性の政治的エンパワーメントについて、パキстанは**149**カ国中**97**位である。**2019 年 6 月 1 日**時点では、パキстан議会は、上院・国民議会共に約**20%**を女性議員が占めている。

4.4.2 米国国務省による 2018 年版人権報告書には、議会において最低限の女性議員数を確保するために当局は割当制を敷いていると記されている（国民議会では**60**議席、上院では**17**議席が女性枠）。政党メンバーとして女性は積極的に参画しているが、女性活躍推進を担う役職以外の党の要職に必ずしも就けるわけではないと、報告書は記している。**DFAT**によれば、「（前略）しかし、国民議会でも州議会でも女性の意見は概ね制限されており、これによって、有力な擁護者の存在にもかかわらず進展は妨げられている。政治家および司法職員は、伝えられるところによれば、女性の権利を支持するための法改正およびそのような法律の導入を試みたことを理由に死の脅迫を受けたということである。」

4.4.3 NGO が共同で 2019 年 7 月に提出した CEDAW（女子差別撤廃条約）報告書は、女性の投票を妨げるような法律は存在せず、**2018 年総選挙**ではより多くの女性が投票するよう呼びかけられたが、投票者に占める女性の割合は**44%**で、**2013 年**と同じであったと記している。政治的権利に対する認知度の低さ、投票所への距離、移動の困難が、女性の投票率の低さの理由であると報告されている。一部地域では、立候補者と部族の長老が結託し、女性を投票させないようにしているとも伝えられている。部族地帯や地方における文化的・伝統的障壁のために投票することのできない女性もいる。

4.4.4 米国国務省による 2018 年版人権報告書は次のように伝えている。

「**2017 年**に施行された包括的な選挙法は、女性、宗教的少数派、トランスジェンダーおよび障がい者の選挙への参加を促進する特別措置を定めている。その新法では、政党公認の**5%**を女性が占めなければならず、いずれかの選挙区で女性の投票率が**10%**未満であれば女性の投票が抑圧されたと見なされ、その選挙区の結果は取り消しまたは無効となる場合がある。その法律が最初に執行されたのは、女性の投票率が**10%**未満となった**2018 年 7 月**のカイバル・パクトゥンクワ州シャングラでの総選挙を選挙委員会が無効とした時だった。」

4.5 教育

4.5.1 米国国務省による 2018 年版人権報告書は、教育に関し、「憲法は**5～16 歳**の子供全員に政府が無償で義務教育を施すことを義務付けている」と記している。しかし、同報告書はまた、本規定にもかかわらず、政府が運営する学校が、教科書、制服、その他の物品の代金を両親に請求することも多いと記している。

4.5.2 しかし、**2018 年**にヒューマン・ライツ・ウォッチ（**HRW**）が発表した報告書は、パキстан国内では多くの場合、少女や若い女性は教育を受けていないとまとめている。同報告書はまた、パキстанの現政権がマニフェストで挙げた数字を記して

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

いるが、これによると、同国では約 2,250 万人の児童が学校に通っておらず、特に女兒にその傾向が強く見られる。すなわち、小学校に通う年代の女兒のうち 32%は学校に通っておらず（男児の場合は 21%）、6 年生になるまでに、59%の女兒は教育から遠ざかってしまう（男児の場合は 49%）。

4.5.3 同報告書は、パキスタン各州でジェンダー格差が存在していることを記している。男児女兒共に学校に通っていない割合が高いが、学校に通っていない女兒の割合は、男児の割合に比べ常に高い状況という。しかし、同報告書は、このジェンダー格差が他地域と比較して高い地域がいくつか存在するとも伝えている。教育を受けていない女性の割合が最も高いのはバローチスターン州で、81%の女性は小学校教育を終えていない一方、男性の場合は52%である（2014年段階推計）。シンド州およびパンジャブ州は、教育を受けている割合がより高く、ジェンダー格差の率もかなり低い（ただし、それでもジェンダー格差が存在することは特筆すべきだろう）。

4.5.4 パキスタンのトランスジェンダーの女性および教育へのアクセスに関しては、2018 年 4 月に、トランスジェンダーの人々のための教育と職業訓練の学校である「ジェンダー・ガーディアン（Gender Guardian）」が、ラホールに開設された。米国国務省による 2018 年版人権報告書によれば、地元当局は、トランスジェンダーの人々が学校に通うことをしばしば拒絶するという。

4.6 保健アクセス

4.6.1 2018 年、UN Women はジェンダー平等および「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」（持続可能な開発目標／SDGs）についての報告書を発行し、医療選択における女性の発言力に関わる要因を検証した。本報告書は、「地方に住む女性や少女は、都市部に住む女性や少女に比べ、自身の健康管理に関する決定権を有していない確率が 1.3 倍高い（それぞれ 52.5%と 39.3%）。資産状況の影響では、最も貧困な世帯層の女性や少女は、最も裕福な世帯層の女性や少女に比べ、自身の健康管理に関する決定権を有していない確率が 1.5 倍高い（それぞれ 58.5%と 39.3%）。」

4.6.2 パキスタンの地方在住女性に関する 2018 年の報告書は、保健アクセスに対する障害について、次のように記している。

「自身が保健サービスを受けられない理由として、施設の問題などさまざまな理由を女性が挙げることはしばしば見られる。特定された障害には、子守や移動手段がないこと、施設までの距離、付き添ってくれる男性親族がいないことなどがある。地方に住む女性の 72%は、保健サービスを受けるという基本的権利を制限する、このような問題の少なくとも 1 つに遭遇する。地方に住む女性の 61%は、付き添ってくれる男性親族または年長女性がいないことで、我慢を強いられると感じている。」

4.6.3 DFAT の報告書によれば、「裕福な国民は、より品質の高い民間の保険医療を受けることができる。農村地域は、インフラおよび交通機関の不足により、保健医療サービスを受けられる機会が他より少ない。パルダの遵守等のイスラム教の宗教的慣行も女性の自宅外の活動を制限するものであり、それゆえに、女性および女兒が保健医療を受ける機会の付加的な障害になっている。」

「性と生殖に関する権利」および「文化的背景：社会的地位」も参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

パキスタン国内の医療および保健施設に関する一般情報については、「国別政策および情報ノート パキスタン：医療および保健の問題」を参照のこと。

4.7 結婚・離婚および相続権

4.7.1 1961 年ムスリム家族法は、「本法令はパキスタン全土におよび、また所在地に関わらず、イスラム教信者であるパキスタン国民すべてに適用される」としている。本法令の範囲は、結婚、複婚、離婚および扶養である。**1929 年児童結婚制限法**は、結婚が可能な最低年齢を、少女で **16 歳**、少年で **18 歳**と定めている。同法改正案では、少女の結婚可能年齢を **18 歳**に引き上げることとされたが、**2019 年 4 月**に上院で可決されたものの、「イスラム的ではない」という理由で **2014 年改正法案**への反対があり、本ノートの発行時点では、今も国民議会で審議中となっている。**2014 年 4 月**に承認されたシンド州児童結婚制限法では、**18 歳未満**の少女の結婚を禁じている。

「児童婚および強制結婚」を参照のこと。

4.7.2 米国国務省による 2018 年版人権報告書にも記されているように、**2017 年**ヒンドゥー教徒結婚法は、

「（前略）ヒンドゥー教徒の婚姻を登録し、その合法性を証明する法的仕組みを成文化したものである。ヒンドゥー・コミュニティの指導者らは概して、この法律をヒンドゥー教徒とイスラム教徒との強制結婚を防止する方向への前進と評価したが、同法には、一方の当事者がヒンドゥー教以外の宗教に改宗した場合は婚姻を終了させてもよいという厄介な規定があった。同様の規定が、シンド州の **2016 年**ヒンドゥー婚姻法にも含まれていた。」

4.7.3 CEDAW による検討を求めて、**2019 年 6 月 10 日**にシルカット・ガー女性情報センターが他の **NGO** と共に提出した報告書は、次のように記している。

「異なる宗教的少数派の個人の地位に関する法律（**PSL**）において、女性の権利は一樣ではない。シーク教徒結婚法は、パンジャブ地方にのみ存在する。キリスト教徒の結婚を登録するための様式が統一されていないため、多くの結婚が地元行政（**Union Council**）および／または国家データベース・登録局（**NADRA**）に記録されておらず、その結果、適切な **CNIC**（**ID カード**）の発行を拒否されることとなる。宗教的少数派の家族法の規定とムスリム家族法の規定との間の矛盾が解消されていないことから、非イスラム教徒の既婚女性がイスラム教に改宗した際に問題を生じさせている。それには、過去の結婚のステータスの曖昧さ（それが引き続き有効かどうか）や、過去の結婚を解消する手続きなどが含まれる。本件については、（**1988 年**に）最高裁が法制化を命じる決定を下したが、未だ解消に至っていない。」

4.7.4 2019 年キリスト教徒結婚および離婚法については、草案が作成され、現在審議中である。（さらなる情報については、「キリスト教徒とキリスト教からの改宗者」についての国別政策および情報ノートを参照のこと）。

4.7.5 1939 年ムスリム結婚解消法は、女性が夫と離婚することを可能とする根拠となった。**2006 年女性保護法第 29 条**は、ムスリム結婚解消法を改正し、「第 2 節において、第 vii 項の後に、次の新たな項を挿入する。すなわち『（**viia**）リアン（**lian**）：説明—リアンとは、夫が妻をジナ（婚外での肉体関係）を行ったものとして非難し、妻

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

は当該非難が真実でないとして認めない場合を言う。』」としている。

4.7.6 米国国務省による 2018 年版人権報告書によれば、「家族法は離婚における女性の保護を、扶養費の要件なども含めて定めており、また未成年の子供の親権と扶養費について明確なガイドラインを定めている。法律では女子児童に、男子児童の半分の相続権を与えている。妻は夫の財産の 8 分の 1 を相続できる。女性は自身の法的権利よりも遙かに少ない権利しか与えられていない場合が多かった」。

4.7.7 HRCP の 2018 年版報告書は、夫が理由もなく口頭だけで妻を離婚することができる「トリプル・タラク」(triple talaq) の慣習は認めるべきではなく、トリプル・タラクを口にした男性は罰されるべきであると、憲法が定めた機関イスラム・イデオロギー協議会(CII/特定の法律がイスラム教の教えに反するかどうかについて議会に提言を行う)が 2018 年 9 月に発表したと記している。CII はまた、承認を求めるために聖職者に送る離婚証書であるタラク・ナマ(talaq nama)を考案した。HRCP は、トリプル・タラクは多くの場合、女性の財産分与、相続および子供の養育の各権利について影響を及ぼすものだとして記している。本報告書は、CII の発表が必要な手続きを経て法制化されるかどうかは不明だと付け加えている。

4.8 恋愛結婚

4.8.1 オーストラリア国立大学フェローであるシャキラ・フセイン博士によれば、社会的地位に関係なく、同じ民族出身のパートナーと見合い結婚することは、パキスタン全土で伝統的規範とされている。フセイン博士は 2010 年に次のように記している。

「家族の期待に背く恋愛結婚は、当事者に対し、家族からの大きな圧力を招く結果となり得る。ここでも、そのような圧力が暴力という形を取ることがある。夫が蔑視される社会的コミュニティやカースト出身者であった場合、妻同様、夫も暴力を伴った報復の対象となる可能性が高い。(中略)複数の文献からは、恋愛結婚の当事者が、これまで家族からの大きな圧力、脅迫、暴力の対象となってきたことが分かる。恋愛結婚の当事者に対する危害の最たるものは、名誉殺人である。」

4.8.2 女性の地位全国委員会法案(NCSW)は 2017 年 6 月、女性の家族が認めない関係を阻止するための手段として、男性が女性を誘拐して結婚したとして(自分の自由意思で結婚したと女性が語っている場合でも)告訴する事例が今なおあるとの報告を行った。

4.8.3 HRCP の 2018 年版報告書は、「伴侶を自ら選んだ、あるいは自ら選ぼうとした女性は、父親や兄弟からの監禁、殴打、死に至るほどの暴力の対象となる。拒絶された求婚者は、女性を乱暴に攻撃することで報復を図り、多くの場合、結婚まで望んだ女性に酸を浴びせて容貌を傷つける」と記した。

4.8.4 2018 年 11 月、ドイチェ・ヴェレは、家族の望みに背いて結婚相手を選んだために名誉殺人の犠牲者となった若い女性について報じた。

「『名誉』犯罪」も参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.9 性と生殖に関する権利

4.9.1 パキスタン国民議会は、2013年3月12日に、2013年性と生殖に関する医療および権利法を満場一致で採択した。この法律は、特に辺境地域に住んでいた、社会的に取り残されたグループに属す女性を中心に、妊娠した女性に医療サービスを提供することで、妊産婦死亡率を下げることを目的としている。

4.9.2 DFAT 報告書は、「世界経済フォーラムの2018年版世界ジェンダー・ギャップ報告書（GGGR）は、は、パキスタンの保健医療および女性および女児の生存率について（2017年から4つ順位を落とした。イエメンに次ぐ）149カ国中148位に格付けした。妊産婦死亡率は生児出産100,000人当たり178件で、乳幼児死亡率は生児出産1,000人当たり50人強（サハラ以南のアフリカ諸国とほぼ同じレベル）。パキスタンでは、本人または母親の栄養不良により、5歳の誕生日前に死亡する子供の数は、毎年177,000人を超える」とある。

4.9.3 2019年6月10日付のシルカット・ガー報告書は、パキスタンにおける社会的規範が、女性の医療サービス、特に性と生殖に関する医療へのアクセスの妨げとなっていると記している。本報告書は性と生殖に関する医療および権利法（2013年）についても言及し、同法の下で提供されるサービスは既婚カップルのみを対象としており、未婚女性や思春期の少女の健康に対する権利には触れられていないとしている。ユニセフは、乳幼児死亡率は生児出生1,000人当たり61人（2018年推計）、妊産婦死亡率は生児出生100,000人あたり140人（2017年推計）としている。

4.9.4 妊娠状態を継続することで母親の生命に危険が及んだり、女性に治療が必要な場合の妊娠中絶をパキスタン刑法は認めている。これらの許容範囲外で妊娠中絶や人工的な流産を行うことは、イスカット・イ・ハマル（isqat-i-Hamal）と呼ばれ、懲役刑に処せられる可能性がある。

4.9.5 2019年6月10日付のシルカット・ガーによる報告書によれば、パキスタンの女性は、妊娠中絶のために未認定ルート、すなわち危険な堕胎サービスに頼っており、これが家族計画の一手段となっている。本報告書は、家族計画の手法や実践はあまり行われておらず、その理由として、家族内での制限、社会的通念や誤解、社会文化的考え方などがあると考えられていると記している。

4.9.6 2019年に出された、性と生殖医療に関する若者の権利に関するシルカット・ガーの別の報告書には、「全体としては、性と生殖に関する医療と権利（SRHR）の領域においてパキスタンは大きな進歩を遂げており、これは幅広いNGOの権利向上の取り組みに多くを負うものである」と記されている。本報告書はまた、性と生殖に関する女性のニーズにパキスタン政府が取り組み始め、近年では、保健政策全体の中への妊娠中絶後ケア（PAC）や産後家族計画（PPFP）の組み込みが成功裏に行われたと記している。

4.9.7 さらにシルカット・ガー報告書は、政府による予算化と法制化はSRHR勧告の主要部分であり、これらの勧告は性と生殖に関する女性の権利を一步前に進めるものと認識されている一方、これらの改善策は特に人口増加の停滞への対応を意図したものであり、医療サービスへのアクセスについて女性が直面する社会文化的な障壁に対処するものではないことが懸念されると特記した。本報告書はまた、このような政策に対するコミットメントを政府は掲げているものの、予算や若者を対象とした政策に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

それが反映されていないことに対する懸念を表明している。さらに本報告書は、「SRH を若者の文脈で詳細に見ると、掲げられたコミットメントに対する進捗は実際にはあまりないことが分かる」と記している。

4.9.8 2019 年 1 月の階級格差についての書簡の中で、カナダ移民・難民委員会（IRB）の調査理事会に対しニーンガー協会（Neengar Society）のディレクターは、「社会経済的下層グループに属する個人の、司法、性と生殖に関する医療の権利、安全に対するアクセスは限られたものであり」、同協会の法律支援センターに寄せられた 150 件の事例のうち、135 件は「社会経済的に下層の階級に属する」ものであったと語っている。

4.10 独身女性

4.10.1 国家人口調査研究所（NIPS）が実施し、2019 年 1 月に発表された、パキスタン人口動態および健康に関する調査（PDHS）2017-2018 版によれば、「15～49 歳までの女性の 62%、男性の 50%が現在既婚者である（中略）。35%の女性および 49%の男性は、これまで一度も結婚したことがない。45～49 歳までの女性の 7%、男性の 1%は寡婦（夫）である。」同調査によれば、家を所有している女性の割合は 3%にすぎず（男性の場合は 72%）、土地を所有している女性は 2%である（男性の場合は 27%）。

4.10.2 パキスタン人権委員会（HRCP）の担当者が 2012 年に語ったところによれば、パキスタンでは、女性に対する偏見や経済的依存のため、独身女性が独りで暮らすことは「ほぼ不可能」である。デンバーメトロポリタン州立大学のある助教授が 2010 年に語ったところでは、地方在住の女性のほとんどは家族と暮らしており、一般に女性、特に若い女性が独りで暮らすことは、社会的に認められていない。カラチやラホール、イスラマバードなどの大都市の一部では（だがペシャワールやクエッタは当てはまらない）、教育を受け、高い階級に属し、仕事を持つ女性が独りで暮らすことはより容易だと伝えられるが、2007 年にも報じられた通り、実際に女性が独りで暮らしていることは稀である。カナダ移民・難民委員会（IRB）の調査理事会が 2010 年に聞き取りを行った情報源は、都市部で独身女性が家を借りることの難しさについて語り、その理由として安全上の懸念と社会的制約を挙げた。離婚した者は社会的非難を浴び、社会から拒絶される。

4.10.3 国際労働機関（ILO）が実施し、2011 年に発表された調査は、「パキスタンのような家父長制社会において、固定概念的な社会規範は、他の町で独りで暮らし働く女性に対し、概して好意的でない。一般的に家主は、独りで暮らし働く女性に住居を貸すことに後ろ向きで、両親や家族は娘を他都市に行かせることには消極的であり、適当で安全な住居を見つけにくい場合はなおさらである」とまとめている。ILO はさらに、「働く女性のための宿舎を政府がいくつか建設してきたが、供給をはるかに上回る需要がある。さまざまな伝聞が示すのは、民間の貸し手は法外な賃料を要求し、女性、特に独身女性に所有物件を貸したがるらないため、働く女性はこのような民間家主に問い合わせるよりも、政府所有の安全な居住施設を好むということだ」と記している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.10.4 2017 年にパキスタンの英字紙ニュース・インターナショナルは、カラチで行われたインドで暮らす独身女性についての映画の上映会について報じた。上映後、1 人の観客が自身の経験について次のように語った。「仕事のためにイスラマバードに引っ越し、働く女性のための宿泊所を見つけることができました。この宿泊所のオーナーはカップルでしたが、私が独身だというだけの理由で、私が彼らの責任下にあると伝えるために、男性が「名誉」という言葉を持ち出そうとすることを気味悪く感じました。私は彼に反論しましたが、数カ月の滞在は彼のせいで困難なものとなったのです。」

4.10.5 パキスタンのインターネットメディアであるマンゴ・バーズ (Mango Baaz) は、2017 年と 2018 年の記事の中で、独りで暮らす女性の数は上昇傾向にあるものの、女性はさまざまな困難に遭遇すると記した。これには、家主や不動産会社による嫌がらせや、独身女性は不適切な行動や活動を行っているとの思い込みに直面することなどが含まれる。ラホールの一部の地区では、独身の男性や女性は住まいを借りることができない。働く女性や女子学生が利用可能な宿舎は複数存在するが、夜間の外出制限など、これらの宿舎は賃借人の自由や独立性を制限している。2018 年、Dawn もまた、非常に高額な賃料などを含め、独身の男女が物件を借りようとする際に直面する困難について報じた。

4.10.6 一人で子供を育てる親についての 2015 年の記事の中で、エクスプレス・トリビューン紙は、「パキスタン社会は今も比較的保守的な考え方に基づいて機能しているため、父・母・子という核家族の標準から外れたものはどのようなものであっても「普通と違う」と見なされ、非難の対象となる」と記した。また同じように独りで子供を育てる親であっても、離婚したのか配偶者と死別したのかにより社会の見る目は異なり、配偶者と死別した者は離婚した者に比べ、それほどネガティブな見方はされない。2019 年 3 月にパミール・タイムス (ギルギット・バルティスタン州のニュースポータル) に載ったブログは、シングルマザーを社会が許容することはなく、その女性の家族が認めるかどうか、多くの場合、その女性が生きていけるかの鍵となると記している。

「未婚のカップルと婚外子」も参照のこと。

4.11 移動の自由

4.11.1 国際危機グループ (ICG) アジアは、2017 年 2 月、カラチにおける暴力と危険について、次のように記している。

「住宅問題と移動手段の問題は、（特に家政婦や製造業の）非公式な働き手として増加しつつある女性にとってとりわけ大きな問題である。働く女性は、危険な状況の中で 4 時間もかけて通勤しているとされている。バスの「女性専用」セクションはほとんど運用されておらず、セクシャルハラスメントの訴えを警察は多くの場合無視する。自宅を早朝に出発し、長い距離を通勤し、危険な地域に夜遅くに帰宅することで、彼女たちは危険な目に遭ったり、嫌がらせを受けたりする。」

4.11.2 米国国務省による 2018 年版人権報告書は、「法律では国内移動の自由ならびに制約のない海外渡航、海外移住および帰還を定めているが、政府はそれらの権利を規制していた」と記している。

4.11.3 報告書はさらに、「治安上の懸念を理由とする、旧 FATA (連邦所轄部族地域)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

およびバローチスターン州の特定地域へのアクセスに対する政府による規制は、人々の移動の自由を阻害した。政府は、「微妙な」問題を孕んでいるとして指定した地域への移動について、承認済みの「異議なしの証明書」を義務付けた」としている。

4.11.4 DFAT 報告書によれば、

「暴力から逃れた女性の多くは家族の元を離れてカラチに移住する。カラチ、イスラマバードおよびラホール地区は小都市よりも好まれるようで、特に、パシュトゥーン人女性はカラチを好む。被害者が家族の元に戻るかどうかは、家族の影響力および、安全網や友人の有無によって決まる。暴力とは関係なく家族の元を離れる行為は、深刻な不名誉および個人の安全に対する危険を伴う。家族の元を離れる女性は、深刻な経済的障害に遭遇し、たいていは、避難所および生計手段の支援が必要になる。」

4.12 レズビアン、バイセクシャル、トランスジェンダー（LBT）の女性

4.12.1 パキスタンの LBT の女性、およびその保健アクセス、雇用、住宅、直面する制約に関するさらなる情報については、「パキスタン：性的指向および性自認または性表現」についての国別政策および情報ノートを参照のこと。

セクション 5 更新日：2019 年 11 月 12 日

5. 姦通と婚外関係

5.1 法的背景

5.1.1 ジナの罪は「姦通」を指し、1979 年ジナとされる犯罪（フドワード執行）令の対象となる。同令は、「男女が結婚することなく、みだりに肉体関係を持った場合、「ジナ」の罪を犯したこととなる」としている。ハッド刑（コーランが定める刑）の対象となるジナは、石打ちによる死刑またはむち打ち 100 回である。フドワードはイスラム教徒であるか非イスラム教徒であるかにかかわらず適用されるが、刑罰は異なる。イスラマバードで法務コンサルティングを行う Khan & Piracha の 2015 年 4 月の書簡は、「（前略）一般的なジナ（姦通）に対する起訴／有罪判決についての統計は見当たらず、この罪状についての有罪判決の判例を見つけることはできなかった」としている。

5.1.2 未婚の者同士の肉体関係は「姦淫」と見なされ、（刑法改正）2006 年女性保護法の下での犯罪だと見なされる。この犯罪に対する罰は 5 年以下の懲役および 10,000 ルピー以下の罰金である。姦通についての申し立ては直接裁判所に行わなければならない。姦通や姦淫について偽の申し立てを行うことは犯罪だと見なされる。

5.1.3 刑務所の状況に関するさらなる情報については、「パキスタン：刑務所の状況」についての国別政策および情報ノートを参照のこと。

5.1.4 不貞や性的放逸を非難された男女に対する名誉殺人は、多くの場合家族のうちの男性メンバーが、家族に不名誉をもたらしたことに対する報復として実行するものである。不義を行ったとの主張や疑いがあるだけで、このような名誉犯罪に手を染めるには十分な理由となる（「「名誉」犯罪」を参照のこと）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.2 未婚のカップルと婚外子

5.2.1 婚外で肉体関係を持つことは 1979 年フドゥード執行令の下で厳しく禁じられており、婚外子を産んだ者は大きな社会的汚名を着せられる。2014 年 4 月 22 日付の報道でドイチェ・ヴェレは、「パキスタンでは人口中絶同様、姦通も違法であり、そのことにより、毎年何百人もの婚外子が密かに殺されている。殺された子供の身体は、文字通り、ごみと共に捨てられる」と報じた。婚外子は **harami** と呼ばれるが、これは「イスラム教の下で禁じられるもの」を意味する。婚外子に相続権はない。

「性と生殖に関する権利」も参照のこと。

5.2.2 2017 年 9 月に英国高等弁務官事務所に宛てた書簡の中で、イスラマバードで法務コンサルティングを行う **Khan & Piracha** は、結婚しないまま子供をもうけ英国内で暮らすパキスタン人カップルの今後の可能性について、次のような法的見解を提示している。

ムスリム個人法（別名イスラム教徒法）の下では、何らの式典がなくとも結婚は有効とされ、それ故、結婚の直接的証拠が常に入手可能であるわけでも、必要とされるわけでもない。直接的証拠が入手可能でない場合、間接的証拠で十分とされる。ムスリム個人法においては、直接的証拠がない場合、以下の事実のいずれかがあれば、結婚していると見なされる。

- ◆ 長期間かつ継続的に夫婦として生活を共にしていること
- ◆ 男性が女性を妻と認めていること
- ◆ 女性が産んだ子供の父親であることを男性が有効な形で認めていること。ただし、その子供が嫡出子であるとして認知されており、姦通、近親相姦、姦淫による子供ではないことが条件。（ムッラーによるイスラム教徒法原則第 268 節 344 項）

「（前略）イスラム教徒が子供を自分の嫡出子として認知しているとの明確かつ信頼できる証拠により、この男性と子供の母親との間で有効な結婚が成立していると推定することができる（*Imambandi vs. Mutasaddi* (1918) 45 I.A. 73.）」

5.2.3 **Khan & Piracha** は続いて次のように記している。「（前略）1961 年ムスリム家族法の下で執り行われた結婚には登録が必要だが、登録を行っていないという理由で結婚が無効となることはない。ある人物が登録のための結婚登録局への結婚の届け出を怠っていた場合、当該人物はムスリム家族法の罰則 **S.5 (4)** 項の下で法的責任を負う可能性があるが、結婚そのものが無効とされることはない。」

5.2.4 以下は **Khan & Piracha** の見解である。

「（前略）父親が子供を自分の嫡出子として認知することを拒否しない限り、カップルが共に暮らし始めた日から結婚しているものと見なされることとなろう。それ故、結婚していると見なされたカップルは、子供に嫡出子の地位を与えるために再度結婚する必要はなく、遅れて結婚登録を行うだけでよい。ただし、1961 年ムスリム家族法罰則 **S.5 (4)** 項により罪に問われる可能性がある。定められている罰則は、3 カ月以下のごく軽い懲役刑または 1,000 ルピー以下の罰金またはその両方である。結婚が否定あるいは反証されることなく、私的に結婚したことを登録局が認める、すなわち証人

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

立会いのもとで結婚の申込みと承諾がなされた場合は、罰金が科せられない可能性もある。実際、我々の知る範囲において、S.5 (4) 項における罰が科せられたケースはほとんど存在しない。」

5.2.5 これに先立つ 2015 年 4 月の英国高等弁務官事務所への書簡の中で、Khan & Piracha は、子供が捨てられていたり、登録された孤児院で育てられていない限り、父親の名前を提示しない限り、子供を国家データベース・登録局（NADRA）に登録することはできず、ひいてはコンピュータ化された国家 ID カード（CNICs）を取得することもできないと記している。しかし、父親の名前が存在しない場合、たとえばそれが英国の出生証明書に記されていない場合、「仮の」名前を提示することも可能である。

5.2.6 ID カードを保有していない場合、政府が提供する極めて重要なさまざまなサービスを利用することが困難になる。Khan & Piracha は次のように述べている。

「教育機関への入学や、民間部門であるか公共部門であるかに関わらず雇用において、また飛行機を使つての旅行や電話の開設の際など、ありとあらゆる日常的なサービスを利用するために ID カードの必要性は増している。社会福祉医療や公的医療を受けるためにも、ID カードの提示が必要になるであろう。しかし、これまでのところ、民間部門の医療を受けるには ID カードの提示は必要ではない。」

セクション 6 更新日：2019 年 11 月 12 日

6. 性暴力およびジェンダー被害

6.1 概要

6.1.1 パキスタン・ジェンダーおよび政策研究センターが 2018 年に発表した地方在住女性に関する報告書は、以下のよう記している。

「パキスタンにおいては、幼少期から成人まで、女性は恐怖の中で暮らし、常に暴力の脅威にさらされている。少女は差別や虐待に直面し、幼くして無理矢理結婚させられることもある。結婚後、これらの女性や少女はすぐに子供を産むこととなり、配偶者からの暴力やその他の暴力で苦しむ。家庭外においても、女性は嫌がらせやセクシャルハラスメント、レイプ、人身売買の対象となりやすい。年が若い女性ほどリスクが高いというのは事実かもしれないが、データで見る限り、女性は人生のあらゆる段階で、異なる形態の暴力を経験している。

「パキスタンの女性に対する暴力は、身体的暴力という形を取ることもあれば、感情に対する暴力という形を取ることもある。暴力の形態の多くを被害者は暴力と認識せず、普通に起こり得るものだと考えている。たとえば、言葉の暴力や精神的な暴力、また女性が性や生殖に関して期待された役割を果たしていないとして殴るなどの行為である（後略）。メディアによる報道や国家警察庁ジェンダー犯罪班と HRCP の報告書からは、女性に対する暴力は国内に蔓延していることが分かる。これらの情報源の数値は申し立てが行われたり報道された事例のみに基づいているため、女性に対する暴力の実際の数字に比べ、かなり低い件数となっている。

「法律についての知識が総じて不足していることや、問題を正す仕組みがないこと、また地方の女性が置かれた不利な立場のため、地方在住の女性はより高い暴力のリスクにさらされている。家族の名誉が宿る場所であると考えられているパキスタンの女

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

性は、時代に逆行する慣習や伝統に縛られ、移動は制限されている。女性はまた男性親族の所有物と見なされ、社会的規範を逸脱したと思われただけで暴力を振るわれる可能性がある。」

6.1.2 非営利研究組織である持続可能な開発政策研究所（SDPI）が 2016 年 8 月に発行した、パンジャブ州およびシンド州についての報告書「パキスタンにおける女性に対する暴力の社会的・経済的・文化的要因」（SDPI 報告書）は、次のように記している。「パキスタンでは、何世紀にもわたる保守的かつ封建的考え方が非合理にも認められており、そのため女性に対する暴力は、不思議なことに「社会通念上一般的な」行動と見なされている。この重大な問題に対処するための法制度は整備されつつあるものの、実情は今なお期待外れかつ意欲を喪失させかねないものである。」

6.1.3 同報告書は次のようにまとめている。「公的および私的生活のすべてのレベルにおける深く根を張った家父長制度を通じ、直接的、文化的、構造的暴力に女性が直面していることを、我々の評価結果は示している。」

一方、同報告書は次のようにも記している。

「社会における暴力的行為を引き起こす主因の一つとして際立つのが経済的要因である。主な情報提供者やコミュニティメンバーを含め、我々のステークホルダーすべてに共通する考えは、経済的な自立手段がないということが、多くの悪弊の根本原因だということだ。苦しみを生み出す主要要因は貧困であり、苦しみは基本的欲求を満たせないことから生じ、それにより社会にフラストレーションを作り出す。このフラストレーションが、さまざまな形の暴力的態度につながっていく。女性は社会の中でより弱い立場にあるため、当然このフラストレーションのはけ口にされる、と調査回答者は考えている。性暴力や人身売買を含む女性に対する暴力の増加には、これまでも貧困が関係してきた。」

6.1.4 英国国際開発省からの資金援助を受け、2019 年 4 月に発行された報告書「パキスタンの女性と少女に対する暴力の経済的・社会的コスト」は、「地方在住の女性は、より高い VAWG（女性と少女に対する暴力）リスクに直面している。この結論は統計的に有意なものであり、各種事例証拠からも根拠のあるものだ」と記している。

6.2 職場における嫌がらせと不当な扱い

6.2.1 アジア人権委員会（AHRC）は、2018 年 1 月に次のような声明を出している。

「パキスタンでの職場における嫌がらせの最も一般的な形態には以下のようなものがあるが、これに限定されるものではない。露骨な態度で見つめること、必要もないのに身体に触ること、いじめ／言葉による嫌がらせ、不適切なコンテンツ（テキスト、画像、動画）の共有、あるいは脅迫である。

「2010 年職場における女性への嫌がらせからの保護法が公布され、パキスタン国内の 300 以上の組織が同法を採り入れた取り組みを行っているにもかかわらず、働く女性のほとんどは、同法や同法により定められた保護措置の存在を認識していないことを各種調査は示している。2010 年職場における女性への嫌がらせからの保護法（PAHWA）は、嫌がらせを「相手が望んでいないにも関わらず性的な誘いをかけることや相手に性的な関係を求めること、あるいは性的な口頭または書面によるコミュ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ニケーションまたは身体的な振る舞い、あるいは性的で品位に欠ける態度で仕事のパフォーマンスを阻害したり、脅迫的または敵意あるまたは不快な職場環境を創出するもの、あるいはそのような要求に従うことを拒んだとして相手を罰しようとしたり、従うことを雇用条件としたりすることすべて」であると提示している。（後略）

「セクシャルハラスメントは、重層的な問題である。まず、当該行為に関連する恥と文化的社会的制約から、女性側が嫌がらせの存在を隠そうとする。次に、彼女たちが行動を起こそうと決断しても、嫌がらせの原因を取り除くための仕組みが、組織、政府レベルにない。最後に、彼女たちが嫌がらせの問題を通報しようとする、自分が不当な処罰の対象となる。」

6.2.2 米国国務省による **2018** 年版人権報告書は、「いくつかの法律が職場や公共の場でのセクシャルハラスメントを犯罪として定めているが、セクハラ問題は蔓延しているという報告があった。それらの法律は、州レベルでのオンブズマン制度の確立をすべての州に義務付けている。シンド州、パンジャブ州、カイバル・パクトゥンクワ州およびギルギット・バルティスタン州が、オンブズマン制度を導入していた」と記している。

6.2.3 Dawn は、**2018** 年 **3** 月 **10** 日付の記事の中で、次のように報じた。「各種嫌がらせ関連法規制のいずれもが裁判所や法律事務所を対象とはしていない。若い法律家のキャリアの進展について上位の法律家が絶大な権力を握っているという制度においては、嫌がらせが日常的に発生している。女性の多くが望まない肉体関係を迫られ、古参の男性法律家と時間を過ごすことを強要され、性差別的な冗談に耐えなければならない。」

6.2.4 SDPI 報告書は次のように結んでいる。

「（前略）シンド州およびパンジャブ州の都市部、地方のいずれにおいても、職場における嫌がらせの問題の大きさは相当なものだ。シンド州では、男性が女性の同僚の写真を撮り、本人の承諾なしにさまざまなウェブサイトアップしていたという事例が多数明るみに出た。ハーネーワール県のような地方では、働く女性のほとんどが医療または教育に従事しているが、若い看護師や女性医師、女性教師が、特に夜勤の際に、精神的虐待あるいは性的虐待をしばしば受けていることが分かった。被害者が申し立てを行うと、県内の遠隔地の村に異動させられる。職場での嫌がらせに関する法律が存在し、事件が通報されることがあっても、法が執行されていないことが真の問題だと、少なくとも **8** 名の調査回答者が強調した。社会的圧力のために、女性が申し立てを取り下げること頻繁に起こっている。女性が申し立てを取り下げない場合でも、事件は何年も裁判所で審理中の扱いとなり、ほとんど何らの結果ももたらさない。」

6.3 家庭内暴力

6.3.1 家庭内暴力の定義とは、身体的・性的・経済的虐待、ストーカー行為、嫌がらせ、言葉による虐待や感情面での虐待である。米国国務省による **2018** 年版人権報告書は、パキスタンでは家庭内暴力が蔓延していると記している。HRCP の **2018** 年版報告書は、暴力を振るうのは、主に夫、父親、兄弟、義父であると伝えられていると記している。米国国務省による **2018** 年版人権報告書によれば、「家庭内暴力の形態として

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

は、殴打、外観の損傷、女性の眉や髪の毛の剃り落としなどが伝えられており、極端な場合には殺人もあるとのことだった。息子の妻に虐待や嫌がらせを行う事例が多かった。花嫁持参金、その他の家族絡みの争いの結果、殺害に至る場合や、火傷または酸による外観損傷に至る場合があった。」

6.3.2 PDHS 調査報告書 2017-2018 版は、家庭内暴力についての主な調査結果として、以下のよう記している。

- 暴力を受けた経験：15～49 歳までの女性の 28%は、15 歳以降に身体的暴力を受けたことがある、6%は性暴力を受けたことがある。妊娠経験のある女性の 7%は、妊娠期間中に暴力を受けたことがある。
- 夫による支配：結婚歴のある女性の 8%が、3 種類以上の特定のタイプの支配的行動を自身の夫が示していると回答している。
- 夫による暴力：結婚歴のある女性の 34%は、夫による身体的・性的暴力や感情面での暴力を経験したことがある。最もよく見られる夫の暴力は、感情面での暴力（26%）であり、それに身体的暴力（23%）が続く。女性の 5%は夫による性暴力を経験したことがある。
- 夫による暴力が原因の怪我：結婚歴があり、夫による身体的・性的暴力を経験したことのある女性の 26%には癒えない傷がある。切り傷や打撲傷は、報告されている怪我の中で最もよく見られるものである。
- 支援の要請：なんらかのタイプの身体的・性的暴力を経験したことのある女性の 56%は、暴力に抵抗する、あるいは暴力を止めさせるための支援を誰かに求めたり、誰かに相談したりしたことがない。

6.3.3 ジャーナル・オブ・インターパーソナル・バイオレンス（個人間の暴力の被害者と加害者に関する研究および治療を専門とする隔週刊ジャーナル）は、「家庭内暴力についての女性の視点と経験：ハイデラバード（パキスタン）における観察研究」と題する論文を 2015 年 5 月 14 日付けで発表した。本論文は、産前ケアで診察を受けた 1,325 人の女性を対象とした地域ベースの調査であり、女性に対する暴力（VAW）をパキスタンの女性がどのように定義しているのかを検証している。家庭内暴力、暴力に対する受容反応とはどのようなものか、声を挙げない理由、調査参加者が他人に家庭内暴力について語ろうとするかどうか、である。

「調査参加者の約半数は、身体的暴力は VAW であると考えている。言葉による暴力、夫の支配的行動、義父母とのいさかい、過剰な量の家事、離婚／再婚するという脅しもまた VAW だと見なされている。しかし、性的虐待が VAW であると考えている回答者は 5 人（0.4%）にすぎなかった。家庭内暴力を受けていると分類された女性のほとんどは、黙って耐えるか抵抗するという形で暴力に対応している。専門家の支援を求めた回答者はいなかった。沈黙を選んだ女性は、虐待が酷くなるのではないかと、あるいは口答えしても役に立たないのではないかと恐れている。暴力を振るわれたことを他人に話したり、専門家の支援を求めない理由として、社会的な悪評や暴力が子供に何らかの影響を及ぼすことに対する懸念を女性たちは挙げている。暴力に対して何らかの手立てを講じることをさらに難しくしているのが、女性たちが自立手段を持たないことだ。社会規範、特に家父長制的考え方や、男性に対する女性の従属が、女性が虐待を堪えるのかについての説明となる可能性も高いが、身体的虐待を彼女たちが暴力と認識しているという事実は、そのような虐待が正当化し得るものであると彼女た

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ちは必ずしも考えていないことを示している。」

6.3.4 調査報告書共有のためのオンラインサイト SSRNにおいて2017年6月16日に発表した「パキスタンの女性に対する暴力およびイスラム教の視点からの解決法：批判的また分析的研究」のサマリーの中で、ムハマド・タヒールは次のように記している。

「パキスタンにおいて、女性に対する家庭内暴力は、都市でも地方でも数多く見られる社会的問題であり、驚異的な速さで増加している。一般に、女性に対する家庭内暴力は家族間の私的な問題だと考えられており、パキスタン社会においては、その評価や介入、解決策に関して、適切な関心は払われていない。パキスタン社会における社会的・文化的価値観の誤った用いられ方や宗教的規範のため、女性は日常的に暴力や差別に耐えなければならない。」

6.3.5 英国国際開発省からの資金援助を受け、2019年4月に発行された報告書「パキスタンの女性と少女に対する暴力の経済的・社会的コスト」は、パートナーによる暴力（IPV）に影響を与える要因として以下が挙げられるとしている。

- ◆ **教育**：これまでに修了した教育が中等教育（8～10年生）以下の既婚女性は、これまでまったく公式な教育を受けてこなかった女性よりもIPVのリスクが高い。しかし、大学または職業専門教育を受けた既婚女性がIPVの被害に遭う確率は大きく下がる。
- ◆ **雇用状況**：固定給を得ている女性を例外として、雇用されている女性は、雇用されていない既婚女性に比べ、IPVを経験する確率が高い。社会的規範である女性の役割を逸脱したと見なされた場合の懲罰的または支配的行為の存在を、この結果は示している可能性がある。
- ◆ **児童婚**：18歳になるまでに結婚した女性は、18歳以上で結婚した女性に比べ、IPVを経験する確率が高い。
- ◆ **他の家族からの暴力**：他の家族から暴力を振るわれている既婚女性は、IPVを経験している可能性が高い。
- ◆ **当局に対する信頼**：現地の当局や警察が信頼されていないコミュニティ出身の女性は、IPVに遭いやすい。

6.3.6 本報告書はまた、「より若い（40歳未満）女性は、IPVリスクがより高い。この結果はまた、すべてのタイプの暴力（精神的暴力、身体的暴力、および複合的な身体的／性的暴力）について一貫している」と記している。

6.4 レイプと性的暴行

6.4.1 レイプという犯罪は、通報が行われることが非常に少なく、このように通報数が少ないことや、データが1カ所でまとめて収集されていないことから、信頼できる統計が存在しない。夫によるレイプは、犯罪として明文化されていない。

6.4.2 SDPI 報告書（シンド州およびパンジャブ州に特化したもの）は、「人権に対する最大の侵害の一つであるレイプは、シンド州およびパンジャブ州で、現在も非常に多く発生している。調査回答者が答えているように、レイプ事件の件数が増えているだけではなく、当該行為の残虐さや冷酷さもまた、以前に増して酷くなっている」と記している。本報告書は、次のように結論している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「（前略）レイプは人権に対する最大の侵害の一つであるという全般的な意見があるにもかかわらず（調査回答者の回答が示すように、他の人権侵害は、宗教や文化、名誉の名のもとに加害者が正当化する場合が多い）、レイプという行為につながる要因や影響については、性的心理的要因による行為を除き、特定するのが難しい。対抗する相手からの報復としてレイプが用いられるというケースも複数あるが、近親相姦の場合、この理由は当てはまらない。しかしながら、レイプや性的暴行の最大の要因は、支配感情であるということは合意されている。」

6.4.3 2017年にエクスプレス・トリビューン紙は、パキスタンの女性や少女の70%はこれまでにパートナーからの身体的・性的暴力を経験したことがあり、女性の93%は、何らかの形態の性暴力を公共の場所で経験したことがあると報じた。

6.4.4 HRCPの2018年版報告書によれば、「レイプおよび集団レイプの通報件数は、実際の発生件数のごくわずかにすぎないことが専門家の間で合意されている。通報のための仕組みが今なお存在しないことや、この問題を過度にネガティブに捉える環境のため、女性やトランスジェンダーの人々は通報することを避けてしまう。」

6.5 「名誉」犯罪

6.5.1 パキスタン刑法（PPC）の2004年刑法（改正）法は、「名誉の名のもと、あるいは名誉という口実によって犯された犯罪」とは、カロカリ（karo kari）やシヤカリ（siyah kari）、その他の近似の風習や慣行の名のもとで、あるいはそれを口実として犯された犯罪を意味する。

6.5.2 2013年にカナダ移民・難民委員会（IRB）は、「名誉殺人」の慣習についての簡潔な解説を公にしたが、これには次のような項目が含まれている。定義、動機、方法および誰に対して適用されるか、名誉殺人がどの程度広がっているか、関連法令、国家の対応である。

6.5.3 IRBの解説によれば、名誉犯罪とは、女性が家族に不名誉をもたらしたと男性が主張する場合に通常起こるもので、殺人（「名誉殺人」）、暴行、アシッドアタック、監禁、幽閉、結婚の相手選びへの介入、火による処刑、鼻を削ぎ落す行為などが含まれる。これらの犯罪はパキスタンの都市部でも起ってはいるが、最も頻発しているのは地方である。被害者の大多数は女性だが、男性も被害に遭う場合がある。

6.5.4 IRBの解説は、パキスタン人権委員会（HRCP）などさまざまな情報源を引用しており、「名誉の名のもとでの殺人の方法は、地方により異なる。（中略）たとえばシンド州では被害者は斧で切り刻まれ、パンジャブ地方では、通常被害者を撃ち殺す（同書より）。HRCPはまた、殺害の方法には、銃器や鈍器の使用や絞殺などがあるとしている。（中略）インディペンデント紙によれば、パキスタンにおいては、名誉の名のもとに起こる事件で「よく見られる」のはアシッドアタックである。（中略）2012年11月には、15歳の少女が「少年たちを見ていた」という理由で、両親により酸で殺されたという事件を複数の情報源が伝えている。（中略）HRCPによれば、2011年に起こった943件の名誉殺人のうち、19名の犠牲者の女性は最初にレイプされ、12名は殺される前に集団レイプされ、「わずか」20名の女性のみに対し、亡くなる前に治療の試みがなされた」と記載している。IRBの解説はまた、正確な統計を入手することは困難であり、名誉殺人の多くは通報されずに終わっていると記している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.5.5 キサスおよびダイヤット法令（Qisas and Diyat Ordinance）では、人を殺したり身体を傷つけた場合に被害者またはその家族に金銭的補償を行うことを認めている。しかし、地方の女性についての**2018**年報告書で記されているように、刑法改正法の下では、「（前略）名誉殺人に関する事案は国家に対する犯罪と見なされ、名誉殺人を犯した者を被害者家族が許すという選択肢はもはや存在しない。」法律が改正され、名誉殺人に対する刑罰は謀殺に対する刑罰と同レベルとなったものの、アムネスティ・インターナショナルの**2017／2018**年次報告書は、犯罪が「名誉」犯罪であるかどうかを裁判官が判断する場合もあると記し、「**2017**年のいくつかの事件では、被告は他の動機を主張することに成功し、キサスおよびダイヤット法令のもとで犠牲者家族の赦しを得た。この法令は、罰を受けるのではなく、賠償金をもって赦しを得ることを認めるものである」と付け加えた。

6.5.6 2017年9月のヒューマン・ライツ・ウォッチの記事によれば、**2016年10月**にパキスタンで「反名誉殺人法」が成立したにもかかわらず、同国内では今も名誉殺人が起こっている。記事は次のように記している。

「近年の『名誉』殺人の続発は、刑罰がより厳しくなったことが、必ずしも女性にとっての正義につながっていないことを示している。警察が、宗教的指導者やジルガ（部族長会議）を含む地元指導者の圧力に屈することなく「名誉」殺人の捜査を公平に行うよう、当局は取り計らうべきだ。政府はまた、女性や少女が家族から危害を加えられる恐れがあると訴え出た時には、安全な避難シェルターやその他のサービスを利用できるようにし、特に保護が受けられるようにしていかなければならない。（「サポートセンターおよびシェルター」を参照のこと）

「女性の権利を推進するグループとの協議を踏まえ、政府は、少女を親族のもとに返す前に警察が行うべき安全評価についての明確なガイダンスを出すべきである。基本的人権より宗教的文化的規範の解釈が優先されることが決してないよう、政府は迅速かつ断固として行動を起こさなければならない。」

6.5.7 HRCP の 2018 年版報告書によれば、

「カテゴリーに関わらず、女性は今も残酷な暴力に苦しんでいる。非業の死を遂げた女性の圧倒的大多数は、よく知る人物、ほとんどの場合は家族に殺されている。父親や夫、兄弟、夫の家族の手で女性が殺害された場合、「名誉」のためだとされるが、より詳細に調べてみれば、それほど高尚でない動機によるものだと判明する。父親は、娘が配偶者選びで自分の意思を通そうとしたとして娘を殺す。**11月**、**16歳**の少女サラは、グジュラーンワラの町で父親と叔父により撃ち殺された。サラが自分の選んだ誰かと結婚したいと頼んだからだ。**4月**、イタリア国籍を持つサナ・チーマの事件が世界中のメディアで大きく報じられた。グジュラートに住む彼女の家族は原因不明の病気で彼女が死んだと語った。彼女が「名誉」のために殺されたとイタリアメディアが報じた後、彼女の遺体は墓から掘り起こされた。検死報告書により彼女が絞殺されたことが分かり、彼女の父親と兄弟が殺人を自白したと警察は発表した。

「何人もの夫が、浮気を疑って妻を殺害してきたが、警察の調書の中で、疑いがあるだけで殺すには十分の根拠となると彼らは主張している。配偶者を自分で選んだり、選ぼうと試みた女性は、父親や兄弟からの、監禁や打撃、死に至るほどの暴力の対象となる。拒絶された求婚者は、女性を乱暴に攻撃することで報復を図り、多くの場合、結婚まで望んだ女性に酸を浴びせて容貌を傷つける。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.5.8 HRCP の 2018 年版報告書は、2018 年 11 月にカラチで開かれたセミナーでの元シンド州監察官の言葉を引用し、次のように記している。「「名誉」犯罪の発生率が最も高いのはパンジャブ州であり、シンド州、カイバル・パクトウンクワ（KP）州、バローチスタン州が、それぞれ第 2 位、第 3 位、第 4 位と続いている。同氏は、パキスタンの女性の 87%、男性の 13%が、名誉犯罪の暴力の被害者であると付け加えた。2017 年の出来事をまとめた国家人権委員会（NCHR）の最新の年次報告書は、名誉犯罪の通報件数は 2016 年が 2 件であったのに対し、2017 年は 18 件となり、通報が増加していると記している。HRCP の元会長であるゾフラ・ユスフ氏はドイチェ・ヴェレに対し、2017 年には 700 人の女性が名誉の名のもとに殺されたが、ほとんどの事件は通報されていないと語った。

6.5.9 ラジオ・フリー・ヨーロッパ／ラジオ・リバティ（RFE/RL）は 2018 年 3 月に次のように報じている。

「自身の姉妹がレイプされた報復として少女をレイプするよう男に命じたとして、パキスタンの警察は 12 名を逮捕した。パキスタン東部のパンジャブ州ピル・マハルの警察官は、この逮捕された 12 名の中には村の長老の会議またはジルガのメンバーも含まれていると語った。リーマット・アリによれば、ある少女がレイプされた際、レイプの加害者とされるワシム・サイードの家族が、少女の家族に赦しを求めた。同氏によれば、加害者とされるワシムの姉妹に対するいわゆる「報復レイプ」により和解することで両家は合意したという。ウルドゥー語で「ワニ」（wani）と呼ばれるこの違法行為は、村の長老会議が紛争の調停を行うことも多いパキスタンの一部の地方で今も行われている。これまでも村の長老会議が下した一連の物議を醸す裁定については非難されてきたが、このような裁定には「名誉」殺人を命じることも含まれる。」

6.5.10 アムネスティ・インターナショナルは 2018 年 2 月に次のような内容の報告書を出した。

「女性や少女に対する暴力は続いており、これにはいわゆる「名誉」の名のもとでの親族による殺人も含まれる。北西部のカイバル・パクトウンクワ州では、94 人の女性が近親者により殺されている。複数の事件では、捜査が行われることも、加害者が罪に問われることもなかった。非公式の司法制度は、現在も法の支配を妨げ、女性や少女を罰する不公正な「評決」を下し続けている。7 月、ムルターンの村の長老会議は、兄弟が犯したとされる犯罪に対する「報復」として、十代の女性をレイプするよう命じ、実行された。8 月、感電死の証拠を見つけるため、カラチで十代のカップルの遺体が墓から掘り起こされた。このカップルはジルガ（部族長会議）から死刑判決を下されていた。9 月、ペシャワールにおいて、娘にボーイフレンドがいることを疑った男性が、娘 2 人を殺した。いわゆる「名誉」殺人に対する刑罰を謀殺に対する刑罰と同レベルに引き上げた 2016 年の法律に効果がないことは明白である。死刑の規定もある同法は、犯罪が「名誉」ものであるかどうかを決める権利を裁判官に与えている。2017 年のいくつかの事件では、被告は他の動機を主張することに成功し、キサスおよびダイヤット法令のもとで犠牲者家族の赦しを得た。この法令は、罰を受けるのではなく、賠償金をもって赦しを得ることを認めるものである。」

6.5.11 2019 年 2 月に出された DFAT の報告書は、「家族成員は、決まっていた結婚の拒否、家族が認めていない情事または女兒の場合は品性に欠けると見なされる服装または振る舞いによりを家族に不名誉をもたらしたとして、名誉殺人を実行する。若

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

い男性は名誉殺人の標的になる可能性があるが、被害者の多くは女性である」と記している。

6.5.12 HRCP のアサド・ブット氏は、2018 年 10 月にドイチェ・ヴェレに次のように語った。「自由意思で結婚したカップルの家族が、警察に対し、彼らを傷つけるつもりはなく結婚式を挙げると約束したが、カップルが家族のもとに戻ると、名誉の名のもとに殺され、事件は隠蔽されたという事例があった。」

「恋愛結婚」も参照のこと。

6.5.13 2018 年 11 月、HRCP の元チェアパーソンであるゾフラ・ユスフ氏は、ドイチェ・ヴェレに対し、次のように語った。「パキスタンでは、「名誉殺人」を犯すのは個人だけではなく、女性が家族または部族に「不名誉をもたらした」として、部族法廷が死刑判決を言い渡すことすらある。」

「司法へのアクセス」も参照のこと。

6.6 児童婚および強制結婚

6.6.1 児童婚について、米国国務省による 2018 年版人権報告書は、「児童婚は法律で禁止されているにもかかわらず行われていた」とし、また「2017 年の国の代表的なギャラップ調査によると、女性の 24.7% は 18 歳未満で結婚していた」と記している。同報告書は、児童婚の慣習は地方でより多く見られ、このような地方では、貧しい親が、時には借金返済のためあるいは紛争の和解のための金を得るために娘を結婚させることもあると付け加えている。

6.6.2 2018 年に出されたパキスタンの地方在住女性についての報告書によれば、「（前略）地方では 19 歳，都市部では 21 歳が平均結婚年齢である。早婚や児童婚は減少傾向にあり，12～16 歳までの少女で既婚者の割合は 1.7% にすぎない。」

6.6.3 米国国務省 2018 年版人権報告書は、次のように記している。

「連邦法は、法定結婚年齢を男性について 18 歳，女性について 16 歳と定めている。2014 年シンド州児童結婚制限法は、シンド州における少女および少年双方の法定結婚年齢を 18 歳と定めている。2017 年 2 月の刑法改正によって、同法の違反者に対する刑罰は著しく厳しくなった。その改正に基づいて、違反者に対して 5 年以上，最長 10 年の禁固刑が科され（それまでの最長 1 カ月の禁固刑より厳罰化），さらに最大 100 万ルピー（7,200 ドル）の罰金が科される（1,000 ルピー（7 ドル）からの引き上げ）。」しかし，強制結婚は刑法上の犯罪とされているものの，訴えの件数は多い一方で起訴件数は限定的だと国務省の報告書は記している。

6.6.4 米国国務省 2018 年版人権報告書はまた，「2014 年に，イスラム教条協議会（Council of Islamic Ideology）は，児童結婚関連法を非イスラム的であると宣言し，それらの法律を『不公平であり，法定結婚年齢というものが存在してはならない』とした。同協議会は，イスラム教が『男女が思春期に達した後の床入りによる婚姻の成就』を認めていることを理由に，イスラム教は未成年の結婚を禁じていないと述べた。同協議会の決定に法的拘束力はない」と記載している。

6.6.5 Dawn ニュースが 2019 年 4 月 30 日に報じたところでは，イスラム的ではないとの宗教団体による反対にもかかわらず，結婚最低年齢を 18 歳と定めることを求めた

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法案を上院は可決した。同法案が成立するためには、国民議会での可決がさらに必要となる。

6.6.6 強制結婚については、米国国務省 2018 年版人権報告書は次のように記している。

「2011 年の反女性的行為防止改正法では、民事紛争または刑事紛争を解決する目的で女性を花嫁として差し出すことや、動産または不動産を相続する権利を詐欺的または違法な手段によって女性から奪うことや、女性に結婚を強要またはいかなる方法でも強制することや、コーランによって女性に結婚を強制、手配または促すこと（コーランに基づいて独身を貫くことや、相続分を請求しないことを女性に無理に誓わせることも含む）などを、違法と見なし、処罰を定めている。それらの慣行は法で禁じられてはいるものの、一部の地域で未だに続いていた。」

6.6.7 米国国務省 2018 年版人権報告書は、「宗教的少数派に属す女性は、特に虐待を受けるリスクが高い。「パキスタンにおける連帯と平和のための運動」(Movement for Solidarity and Peace in Pakistan) の報告書によれば、少なくとも 1,000 人のキリスト教徒またはヒンドゥー教徒の少女が、毎年イスラム教徒の男性と強制的に結婚させられている。このような強制結婚を止めさせる努力を政府はこれまでほとんどしてこなかった」と記している。

6.6.8 「介護婚」という現象が起こっていることを DFAT は報告書の中で伝えているが、このような結婚では、「介護のために女性が障がいを持つ人と結婚させられている。女性は障がいおよび／または高齢の妻の介護を意図してまたは、家族の『新しい顔』になるために結婚することもある。」

セクション 7 更新日：2019 年 11 月 12 日

7. 国家の取り扱いと考え方

7.1 法律の施行と執行

7.1.1 DFAT の報告書は、「ジェンダーに基づく法律の全面的施行は遅れており、HRCP の報告によれば、2017 年を通じて女性および女兒、特に、農村地域または辺鄙な集落で暮らす女性、少数宗派またはレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーおよびインターセックス (LGBTI) コミュニティの女性および障害者女性の権利に関する進展はほとんど見られなかった」と記している。女性の権利に関する多くの法律が過去 10 年間で施行されたが、HRCP の 2018 年版報告書は、「これほど多くの暴力的で違法な慣行が今なお続いており、エスカレートしているという事実は、法を履行し深く根を張った社会的な物の見方を変えることが極めて難しいことを示している」と記している。

7.1.2 米国国務省 2018 年版人権報告書によれば、「政府は、強姦事件をイスラム法廷ではなく刑事裁判権の下に置いている 2006 年女性保護法 (Women's Protection Act) を事実上執行していなかった」とし、同報告書はさらに、「2016 年に議会は強姦防止法を可決し、同法は、DNA 証拠物件の収集を規定しており、強姦被害者の名前の非公開、強姦被害者の法的代理権および強姦被害者が精神障害者または身体障害者である場合の重罰化を組み込んでいる」と付け加えた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7.1.3 同報告書は次のように記している。

「法律により、警察は、民事裁判所裁判官の同意がない限り、女性被害者を逮捕または翌日まで警察署で拘束することを許されていない。法律では被害者に対して、凶悪犯罪を取り扱う裁判所とされている刑事裁判所に訴状を直接提出するよう義務付けている。被害者の説明を記録した後に、刑事裁判所の裁判官は正式に告訴し、その後に警察が逮捕することができる。複数の NGO の報告によると、そのような手続は、裁判所まで行く経済的余裕または裁判所を利用する経済的余裕がない被害者にとって障害となった。また複数の NGO によると、強姦は通報が著しく少ない犯罪だった。」

7.1.4 米国国務省 2018 年版人権報告書はまた、次のようにも記している。

「名誉殺人に関する 2004 年の法律すなわち 2011 年反女性的行為防止法（Prevention of Antiwomen Practices Act）および 2016 年刑法改正（名誉を名目または口実とする犯罪）法（Criminal Law Amendment (Offenses in the Name or Pretext of Honor) Act）は、伝統的慣行を名目に女性に対して犯す行為を犯罪としている。それらの法律をよそに、何百人もの女性がいわゆる名誉殺人の被害者となり、多くの事件が報告されることも罰則を受けることもなかったと言われている。多くの場合、「名誉犯罪」疑惑に関わった男性が無罪放免となった。それらの犯罪は一般的に身内で発生したため、多くの場合、通報されることはなかった。警察および複数の NGO によると、マスコミ報道が増加した結果、警察官らはそれらの犯罪に対して何らかの措置を講じるようになった。」

7.1.5 2019 年 6 月に、エクスプレス・トリビューン紙は、NGO である War Against Rape (WAR/「レイプとの闘い」) のサラ・ザーマン氏は次のように伝えている。

「(前略) 新法によりレイプ事件について迅速な裁判が可能となったが、法の執行は十分ではない。初期供述調書 (FIR) の提出から 3 カ月以内に裁判所は判決を下すものとされ、上訴に対する審理期間としてさらに 3 カ月が設けられている。弁護側原告側弁護士のいずれも、女性のレイプ被害者の過去や性格について議論してはならないこととなっている。」

7.2 司法へのアクセス

7.2.1 2017 年 7 月に発行した報告書の中で、国連の経済的、社会的、および文化的な権利に関する国際規約 (CESCR) は、次のように懸念を表明した。

「1984 年カーヌーン・エ・シャハダット (Qanun-e-Shahadat) 令 (証拠法) は、裁判所における女性の証言の価値は男性証人の証言の半分であると規定している。法的救済措置を求めることが女性には困難であることも懸念される。その困難の原因として、警察官や検察官、裁判官が女性の権利をあまり理解していないこと、女性が自分自身の権利やそれらの権利を主張するための法的手続きに明るくないこと、女性が司法制度を信用していないこと、無料の法的支援制度が十分でないことなどが挙げられる。」

7.2.2 2017 年 11 月に国連普遍的・定期的レビュー・ワーキンググループに提出した報告書の中で、アムネスティ・インターナショナルは次のように述べている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「法制面での革新的取り組みはいくらも見られたものの、司法へのアクセスは依然女性にとって困難である。ジェンダー関連の規範のため、一部地方では、女性が誰にも言えない虐待や搾取に苦しんでいる。暴力を受けた被害者に対し、法的救済を求めるのではなく、「示談の」和解を警察官や弁護士が勧めることも多い。女性警察官が全警察官に占める割合は 1%未満にすぎず、このことが、女性がそもそも告訴をためらう原因となっている。

7.2.3 米国国務省 2018 年版人権報告書が記しているように、**2006 年女性保護法**は、凶悪犯罪を裁く裁判所とされる刑事裁判所にレイプ被害者が直接申し立てを行うことを求めている。同報告書は、「被害者の説明を記録した後に、刑事裁判所の裁判官は正式に告訴し、その後に警察が逮捕することができる。複数の **NGO** の報告によると、そのような手続は、裁判所まで行く経済的余裕または裁判所を利用する経済的余裕がない被害者にとって障害となった」と記している。啓蒙キャンペーンを受け起訴率は上がりつつあると言われるものの、レイプ犯が起訴されることは稀である。

7.2.4 地方では、正式な法的保護を欠く非公式な司法制度が今も続いている。**2019 年 2 月の DFAT** による報告書は、「シンド州高等裁判所は **2004 年** にジルガを違法と宣言し、**2005 年** に最高裁判所に追認されたが、依然として活動している。ジルガの評決には、名誉殺人、切断および、血の復讐または男性間の土地紛争を解決するために女兒および若い女性を差し出す **badal-e-sulah** などが組み込まれる可能性がある」と記している。

7.2.5 DFAT によると、**2017 年** に **HRCP** は、「年の報告によれば、地方自治体はジルガの評決の執行に協力的であり、ジルガの議長または評議員の多くは地方自治体、州議会または連邦議会の一員に選出されているということである」と報告している。

7.2.6 米国国務省 2018 年版人権報告書によれば、ジルガまたはパンチャヤット (**panchayats**) と呼ばれる評議会は、「名誉」犯罪の対象となるほどの罪を犯したと非難された女性に対し、死を含む過酷な罰を科している。**2019 年 9 月**、ドイチェ・ヴェレは、女性の権利擁護を求める活動家、ムクタラン・マイの次のような言葉を引用した。「女性警察官のいる警察署やその他の施設は都市に設置されているが、暴力の大多数は村落で起こっている。(中略) 地方では、部族長が指揮権を握っており、女性をもものとししか見ないこれらの部族長に、行政や警察はへつらっている。」**HRCP の 2018 年版報告書**は、「『正義』を果たし、コミュニティ内の紛争を解決しようとした際に、パンチャヤットや村の長老が最もよく用いる手法は、今も集団レイプである」と記している。

7.2.7 HRCP の 2018 年版報告書は、次のように記している。

「裁判所で係争中の膨大な数の訴訟を減らすため、**2017 年** 裁判外紛争解決手続法が施行された。同法により、結婚の解消や養育費の支払い、人身傷害、財産に関する係争の和議などを含む **23 種類** の民事・刑事訴訟については、非公式で伝統的な「法廷」による裁定が可能となった。地元ではジルガまたはパンチャヤットとして知られるこれらの伝統的法廷は、地方において部族や地域の長老により運営されている。**NGO** や人権活動家は、これらの伝統的法廷は歴史的に女性の権利を損なうものであったと考えている。予防手段が定められていないことから、近年になってようやく獲得できた女性の権利が、骨抜きにされてしまうのではないかとの懸念が広がっている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7.2.8 コーネル大学公共政策大学院のフェローが運営するオンラインジャーナル「コーネル・ポリシー・レビュー」は、**2019 年 5 月**に、パンジャブ州の女性に対する暴力（**VAW**）に対するパキスタンの対応について、次のような論文を掲載した。

「暴力被害者の女性のための司法へのアクセスが整備されていないため、**VAW** 犯罪に対する有罪率は非常に低いレベルに止まっている。通報することを選んだ **VAW** の女性被害者は、国の複雑かつ混乱した司法プロセスの中で正義を求めて苦闘している。警察に通報すると、政府の認定病院で法医学的検査を受けなければならない。正式に申し立てを行うためには、検査後に証明書を手入れし、それを警察に提出することが必要である。性犯罪対応の訓練を受けた捜査員が明らかに不足しており、警察から受け取った証拠に対し検察が異議を唱えることも多く、このことは、立件の可能性にマイナスの影響を与えている。

異議を唱えた検察の元に証拠が戻ってくることも多く、これにより訴訟の進展に重大な遅延が生じたり、不適切な証拠の取り扱いにつながることもある。**VAW** 事件のほとんどはよい結果をもたらさないが、その原因は、このような脆弱な司法組織、無能なサービス提供者、調整の遅延、鈍感な男性の医師、弁護士、警察官、検察官、裁判官であり、彼らの先入観や偏見により、被害者が経験したトラウマがさらに悪化することとなる。」

7.2.9 ガーディアン紙は、**2019 年 6 月**、女性に対する暴力を専門的に扱う法廷を **1,000** 以上設置すると主席判事が発表したと報じた。この新たな専門法廷は、既存の裁判所内に設けられる予定だが、家庭内暴力事件を他の事件とは分けて審理することで、被害者が匿名性を保ったまま証言することを可能にする。この種のパイロット法廷は **2017 年**にパンジャブ州に設置されている。ロイター通信によれば、ラホールに設置された法廷は成功例だと複数の人権活動家が語ったという。

7.3 司法制度および警察の取り扱いと考え方

7.3.1 **2017 年 6 月**に発行した報告書の中で、女性の地位全国委員会法案（**NCSW**）は、長年にわたる法改正にもかかわらず、「レイプその他の性犯罪の被害者は、法的権利である司法へのアクセスができない状況にある。女性に保護を提供するという点で、さまざまな国家機関の態度に大きな変化は見られない。捜査は、処女性ばかりを気にし、被害者の身体に精液や打撲痕がないかを探すにとどまっている。

7.3.2 ノルウェーの独立系調査機関 **CHR** ミケルセン・インスティテュート（**CMI**）は、レイプを犯罪と定めたパキスタンの動きについての **2017 年 9 月**のレポートの中で、次のように記した。

「自らの被った暴力について、女性側に一部落ち度があるとまで語る弁護士や官僚も存在する。このような回答者は、公序良俗を無視するような女性には罰が当たるべきだという考えを表明している。

現在では **WPA**（女性保護法）がレイプ被害者に保護を提供しているが、実際の事件では、多くの場合、公平な裁きがなされたとは到底言えない状況だ。その原因となっているのが、多くの社会的・文化的・構造的障壁であり、これには女性の地位についての社会の見方、法そのものについての知識不足、効果的に法が執行されていないことなどが含まれる。

回答者全員に共通する意見は、パキスタンでは女性は抑圧されており、日常生活の中

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

で数多くの障壁に直面しているということだ。そのことが、施行された女性保護法の恩恵を女性が受けることを難しくしている。回答者が特に挙げているのが、パキスタンの男性中心の文化において、女性は抑圧され、そのため搾取や暴力の対象となりやすいという事実である。事件が起こった後も、公正な裁きを求めようとすれば、被害者女性は男性親族を頼らざるを得ない。なぜなら伝統的な男女の役割のせいで、女性は一人では動けないからだ。たとえば、犯罪を通報する際、女性には必ず家族の男性メンバーが付き添うことをこれは意味している。」

7.3.3 独立系国際シンクタンク海外開発研究所（ODI）が 2017 年に発行した、バングラデシュ、ネパールおよびパキスタンにおけるパートナーによる暴力（IPV）についての報告書は、次のように記している。

「IPV が警察や正式な司法機関に通報される割合は低く、このことが大きな課題となっている。（中略）IPV はプライベートな事柄だというのが広く共有された考え方であることを反映し、事件が法廷に持ち込まれることはほとんどないと回答者は強調する。主要な情報提供者の一人は、パキスタンのような合同家族制社会においては、IPV があっても、それを人に知られたくないという感情が強いと説明した。これをよく示すのが次の逸話だ。『宗教指導者も全員、外部に申し立てることに反対しました。彼らは皆言うのです。これは私的な事柄だ。なぜ警察が介入し、家庭の神聖を汚さなければいけないのだ？と』（中略）その結果、調査対象国すべてで圧倒的に観察される共通点は、『女性の生命が危険にさらされない限り』正式な司法制度を頼ることはないということであり（中略）女性が法に訴えようとした場合、夫側の家族によりさらなる暴力が振るわれたり、家族が誰かにけしかけて暴力を振るわせたりする結果にしばしばつながる。（後略）」

7.3.4 米国国務省の 2018 年版人権報告書によれば、「女性は虐待を通報しようとする」と深刻な問題に直面した。警察や裁判官は、家庭内暴力を家庭問題と捉え、措置を講じるのを嫌がるがあった。一般的に警察は、起訴する代わりに、当事者間の和解を勧めた。当局は大抵の場合、虐待を受けた女性を虐待した家族の元に返した」とのことである。

7.3.5 女性の地位全国委員会法案（NCSW）は、レイプの通報に対する警察による受付拒否は珍しい話ではないと報告書に記している。

7.3.6 司法機関の態度について、NCSW は次のように報告書に記している。

「被告の上訴を認める場合においても却下する場合においても、女性の汚れない名誉について裁判所がコメントすることは稀ではない。レイプ容疑が自分に向けられた本当の理由は、訴訟によって当事者が自分に圧力をかけようとしているのだという被告の主張を却下する際、判事は次のような所見を述べる。「そのような主張は信じることはできない。なぜなら、我々の社会では、つまらぬ事柄のために女性やその家族の名誉を危険にさらすようなことはあり得ないからだ。」

7.3.7 同じ報告書は、判事が女性の性的な振る舞いに疑問を呈したり、被害者の振る舞いがレイプの「誘引」となったとコメントしたレイプ事件についても取り上げている。

7.3.8 DFAT の報告書は、「警察は、強姦および家庭内暴力の事案では、事案の処理能力および証拠を扱う能力がない。暴力の容認に対する文化的態度は、捜査および被

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

被害者の報告意思の両方に影響を与える。女性警察官が少ないことも、過少報告に寄与しているようである。起訴に持ち込めることはめったにない。被害者の中には、警察ではなく、メディアまたは地元の政治家に報告する者もいる」と記している。（「女性警察官のいる警察署」を参照のこと）

7.3.9 米国国務省 2018 年版人権報告書に記されているように、「複数の NGO によると、警察が加害者から賄賂を受け取り、被害者を虐待または脅迫し、告訴を取り下げるよう要求することがあり、特に被疑者が地域社会の有力な指導者である場合にそのような傾向があった。警察官が、強姦容疑を登録する前に被害者に賄賂を要求することもあり、うわべだけの捜査で終わることが多かった。さらに強姦の告発は超法規的措置を用いて解決されることが多く、被害者は加害者と無理矢理結婚させられることが多かった。」

7.3.10 HRW は、2019 年 5 月に、警察官によるレイプや性的暴行の疑惑についての報告書を出した。この報告書は、次のように記している。

「これらの事件は、パキスタンの性暴力被害者が頼る相手を見つけるのがいかに難しいかを示している。性的暴行の被害者が告発に及び腰になることは多いが、これは、女性に対するネガティブな見方や加害者からの圧力のために、彼女たちやその家族が警察から嫌がらせや脅しを受けるかもしれないからである。証人を適切に保護する制度がないため、被害者を脅迫して沈黙に追い込むことは容易だ。このような障壁は、警察や司法組織などの国家機関を含めたパキスタン社会に深く根付く男女の不平等を反映している。」

7.3.11 War Against Rape (WAR／「レイプとの闘い」) のサラ・ザーマン氏の言葉が、2019 年 6 月に次のよう報じられている。「パンジャブ州におけるレイプ事件の有罪率は 10%をはるかに下回る。「事件の 74%で、怖がった証人が証言を拒否する」とザーマン氏は指摘し、証人を保護する仕組みがないことが根底にあると嘆いた。」女性の権利向上を求める活動家でもあるアルファナ・マラー教授は、レイプと家庭内暴力事件の有罪率はかろうじて 2%に届くか届かないかだと語っている。

7.3.12 州保健省が出す法医学ガイドラインや標準実施手順書に規定されていないにもかかわらず、性暴力の女性被害者に対して「トゥー・フィンガー・テスト」（膣に 2 本の指が入るかどうかを確かめる検査）を用いる慣習は現在も続いている。このテストは、被害者の性的振る舞いに疑問を呈すもので、結果として、医師が主観的かつ偏見に満ちた診断結果を出すことにつながり、それがさらに、被害者の証言が信頼できないものと見なされることにつながる。法科学的検査施設の不足により、DNA レポートの入手が遅れ、性暴力に対する警察の捜査に資金があまり投じられていないことにより、DNA 検査のためのサンプルの提出が進まない結果となっている。

7.3.13 米国国務省 2018 年版人権報告書は、「強姦後の医学的検査は増えたが、医療従事者が十分な訓練や機器を施されていない地域が多く、それによって起訴が一層困難になった。特に農村地域の強姦被害者のほとんどは、幅広い治療サービスを受けられなかった」と記している。

7.3.14 2019 年 6 月、WAR のサラ・ザーマン氏は、レイプ事件を取り扱う法医学専門官（MLO）の不足や、現在活動中の MLO の訓練不足について言及した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

セクション 8 更新日：2019 年 11 月 12 日

8. 女性が利用可能な支援

8.1 女性警察官のいる警察署

8.1.1 2018 年 10 月 23 日付のパキスタン政府による第 5 回 CEDAW 定期報告書は、パキスタン全土のさまざまな町に、女性警察官のいる警察署が 20 署設置されていると記している。これらの警察署では、女性警察官が犯罪や家庭内暴力の女性被害者を支援する他、女性に対し法的助言やカウンセリングを提供している。同 CEDAW 報告書はまた、「パキスタン全土で、女性のためのヘルプデスクや申し立てのための個室が設置されており、男性がほとんどの警察署に赴くことに気が進まない女性に安心感を与えている」と付け加えている。たとえば、パンジャブ州の 696 の警察署には、女性のためのヘルプデスクが設置されている。

8.1.2 米国国務省 2018 年版人権報告書は、「性別に基づく暴力および虐待を通報した被害者を容認しない社会通念に対処するために、政府は、女性が安全に苦情を報告し、告訴できるような安全な場所を提供するために、女性警察官だけを擁する女性用警察署を複数設立した。しかし、それらの女性用警察署の数は限られており、ほとんどの警察署と同様に、財政や人的資源の不足に直面していた」としている。

8.1.3 HRCP の 2018 年版報告書は、パンジャブ州の 3 都市（ラホール、ラーワルピンディー、ファイサラバード）に、女性警察官の常駐する警察署が設置されていると記している。

8.2 サポートセンターおよびシェルター

8.2.1 2019 年 6 月 10 日付のシルカット・ガー報告書は、ダル・ウル・アマン（シェルター）と女性のためのセンターについて、次のように記している。

「現在、パンジャブ州では 36 ある各行政区それぞれに政府が運営するシェルターがあり、ムルターンには VAW（女性に対する暴力）センターがある。しかし、シンド州にはダル・ウル・アマンは 5 つしかなく（うち 1 つは官民連携で運営されているもの）、カイバル・パクトUNKワ州で運営されているものも 5 つ、バローチスターン州に至っては 2 つしかない。これらの施設についての既存の規定はきちんと実行されていないか、まったく実行されておらず、そのため、うまく機能していない。たとえば、2016 年に発表されたシンド州の州シェルター運営委員会は、未だ設立されていない。パンジャブ州女性保護法による VAW センターは 1 つしか開設されていないが、同法が効力を生じるためには、このようなセンターが複数開設されなければならない。VAW センターを監督するためのパンジャブ州女性保護委員会は、委員会メンバーが揃っていないため、未だ機能していない。2018 年 7 月から 2019 年 6 月までの予算は 2019 年 3 月によりやく公表された。

ダル・ウル・アマンは州の社会福祉省が運営しているが、同省にはこれらのシェルターを運営する能力がなく、スタッフにはジェンダーに関する感受性がない。第三者監査を行おうとする NGO が、これらのセンターへのアクセスを拒否されることも多い。

シェルターのための標準運営手順（SOP）は策定されているが、発表したのはシンド州とパンジャブ州のみである。シンド州では、SOP の実行改善のためのデータベース

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

が構築され、そのための IT 機器も調達されたが、役に立つデータを生成するためにデータベースが使われているという証拠はなく、シェルター・サービスを改善するために必須の報告ができない状況にある。」

8.2.2 米国国務省 2018 年版人権報告書には、次のような所見が記載されている。

「政府は、虐待被害女性を NGO に委ね支援を求める困窮女性危機管理センター（Crisis Center for Women in Distress）の運営を続けていた。全国に多数ある政府出資の「女性のためのシャヒード・ベナジル・ブット・センター（Shaheed Benazir Bhutto Centers for Women）の多くが、法的支援、医療および心理カウンセリングを提供していた。それらのセンターは、搾取や暴力の被害者となった女性らにサービスを提供していた。被害者らはその後、ダル・ウル・アマン（dar-ul-amans）という国内数百カ所にある、虐待を受けた女性や子どもたちのための避難所に委ねられた。ダル・ウル・アマンは医療へのアクセスも提供していた。複数の NGO によると、それらの避難所は法的支援やカウンセリングなどその他の支援を女性たちに提供していたわけではなく、強姦や家庭内虐待の被害者であるにもかかわらず不倫に関する裁判を受けることになっていた女性のための一時的な住まいとして機能している場合が多かった。

政府運営のセンターは、スペース、職員および資源が不足していた。多くのダル・ウル・アマンが超満員で、国際水準を満たす状況ではなかった。一部の避難所では、シャワー、洗濯用品、生理用品などの必需品を利用できなかった。政府運営の避難所で、女性が虐待を受けたり、外出を厳しく制限されたり、虐待加害者の元へ帰るよう圧力をかけられたりする場合があったという。女性らが避難所で売春をさせられたり、性的搾取を受けたりしているという報告がいくつかあった。一部の避難所職員らは女性の住人を差別し、避難所から逃亡したりすると、売春婦扱いすることがあった。」

8.2.3 DFAT の報告書は、「国営の女性シェルター（ダル・ウル・アマン）は、入退所に裁判所命令を義務付けており、大抵は女性を元の暴力的環境に帰らせる。民営および NGO が運営するシェルターはあるが、需要に追いつかない状態にある」と記している。

8.3 社会保障

8.3.1 地方の女性に関する 2018 年の報告書は、「貧しい女性とその家族向けの国の基幹社会保障プログラムであるベナジル収入支援プログラム（BISP）を含む、さまざまな公共プログラムが、社会保障サービスを提供している。これは、消費を平準化し、恒常的な貧困世帯に最低限の収入を提供することを企図したプログラムで、対象を絞った上で無条件で現金を支給するものだ」と記している。

8.3.2 同報告書は、さらに次のように記している。

「社会保障給付金は、公式経済において雇用される者にのみ支給されており、その結果、非公式経済で就業する大多数の女性や男性を除外している。給付金には、年齢、健康、障がい、一家の稼ぎ手の死亡、失業、育児に対するものなどがある。従業員社会保障制度、労働者福祉基金、従業員高齢給付金制度などの制度が、労働者に対して保障を提供している。これらのプログラムでは通常、病気や高齢、業務上災害で怪我をした際に、給付金が支払われる。地方在住の女性が公式経済において雇用されてい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ることはほとんどなく、そのため、大多数はこれらの制度の対象外となっている。

「しかし、BISP ワシーラ・エ・セハット、カイバル・パクトウンクワ州健康保険イニシアチブ、パンジャブ州のキドマット・カード、パキスタン・セハット・カード、首相直轄国家保健プログラム（PMNHP）などの健康保険関連の取り組みは、貧困者層向け健康保険サービスを通じ、貧困層の質の高い医療サービスへのアクセス向上を目指している。PMNHPはまた、育児給付金を支給すると共に、妊娠期間中に妊婦が4回の診察を受けられるようにしている。」

8.3.3 同報告書には、社会保障プログラムのリスト、これらのプログラムの内容、対象者が記載されている。これらのプログラムの中には、臨時的で特定のカテゴリーの女性のみを対象とする（ムスリムの女性のみ等）ものもある。

附属書 A

Khan & Piracha から英国高等弁務官事務所への 2017 年 9 月 26 日付書簡

2017 年 9 月 26 日

ギャビン・デ・コスタ様

司法および内務担当二等書記官

英国高等弁務官事務所

大使館地区

イスラマバード

デ・コスタ様

2017 年 9 月 22 日付の貴殿からの E メールにつき、ご質問への回答を以下に記す。

英国在住の結婚していないパキスタン人カップルが子供をもうけたという状況について。このカップルが今後結婚したとしても、子供は今後も非嫡出子であるとの意見がある。これは事実であるか？ またこれが事実であった場合、子供を嫡出子とする他の方法はあるのか？（自分が父親であると男性が認知する、あるいは養子にする等）

ムスリム個人法（別名イスラム教徒法）の下では、なんらの式典がなくとも結婚は有効とされ、それ故、結婚の直接的証拠が常に入手可能であるわけでも、必要とされるわけでもない。直接的証拠が入手可能でない場合、間接的証拠で十分とされる。ムスリム個人法においては、直接的証拠がない場合、以下の事実のいずれかがあれば、結婚していると見なされる。

(a) 長期間かつ継続的に夫婦として生活を共にしていること

(b) 男性が女性を妻と認めていること

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(c) 女性が産んだ子供の父親であることを男性が有効な形で認めていること。ただし、その子供が嫡出子であるとして認知されており、姦通、近親相姦、姦淫による子供ではないことが条件

(ムッラーによるイスラム教徒法原則第 268 節 344 項)

夫であると主張する男性の家で暮らし始めた時女性が売春婦であった場合、長期間同居していたとしても結婚と見なされることはない。だが、彼女が生んだ子供を自分の子供として男性が認知した場合、この女性と結婚していると見なされる。なぜならば、売春婦との結婚は禁じられておらず、そのため子供をもうけた際には女性は正式な妻となり得る。また、イスラム教徒が子供を自分の嫡出子として認知しているとの明確かつ信頼できる証拠がある場合も、この男性と子供の母親との間で有効な結婚が成立していると推定することができる (Imambandi vs. Mutasaddi (1918) 45 I.A. 73.)

イスラム法では、証人の前で求婚とその承諾が行われれば結婚したと見なされるため、婚姻を証明するために婚姻登録を行うことは必ずしも必要ではないとの判断が **Sabih Khan vs. State** 訴訟 (PLD 2000 連邦シャリーア法廷 63) において下された。婚姻登録を行っていない場合、ムスリム家族法の罰則 **S.5 (4)** 項のみが適用されることとなる。

Aftab Ahmed vs. Judge Family Court 訴訟 (2009 MLD 962) では、1961 年ムスリム家族法の下で挙げられた結婚には登録が必要だが、登録を行わなかったことで婚姻が無効となることはないとの判断をラホール高裁が下した。ある人物が登録のための結婚登録局への結婚の届け出を怠っていた場合、当該人物はムスリム家族法の罰則 **S.5 (4)** 項の下で法的責任を負う可能性があるが、結婚そのものが無効とされることはない。

Ghazanfar Abbas vs. ADJ Jhang 訴訟 (2001 YLR 644) では、法の下での登録が行われていなくとも婚姻は有効であるとの判断が下された。

以上を鑑み、父親が子供を自分の嫡出子として認知することを拒否しない限り、カップルが共に暮らし始めた日から結婚しているものと見なされることとなると我々は考える。それ故、結婚していると見なされたカップルは、子供に嫡出子の地位を与えるために再度結婚する必要はなく、遅れて結婚登録を行うだけでよい。ただし、1961 年ムスリム家族法罰則 **S.5 (4)** 項により罪に問われる可能性がある。定められている罰則は、3 カ月以下のごく軽い懲役刑または 1,000 ルピー以下の罰金またはその両方である。結婚が否定あるいは反証されることなく、私的に結婚したことを登録局が認める、すなわち証人立会いのもとで結婚の申込みと承諾がなされた場合は、罰金が科せられない可能性もある。実際、我々の知る範囲において、**S.5 (4)** 項における罰が科せられたケースはほとんど存在しない。

仮に姦通の問題により結婚が否定あるいは反証された場合、子供の嫡出性を認めることは不可能となる。また、パキスタンの法律は、婚外での肉体関係を厳しく禁じており、パキスタン刑法 (PPC) および 1979 年ジナとされる犯罪令 (1979 年令) の下で

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

は不貞や姦通には厳罰が科されることとなっている。

1979 年令の下では、精神に何らの問題も持たない成人の男性または女性が、自らと結婚していない相手と故意に性交渉を持つことは、ハッド刑の対象となるジナとされており、精神に何らの問題も持たない既婚の成人男性または成人女性が、自らと結婚していない相手と肉体関係を持つことは、公衆の面前での石打ちによる死刑の罪が科される。これは、PPC 496-B 条の下では、5 年以下の懲役および 10,000 ルピー以下の罰金となる。

2006 年の法改正により、1979 年令が刑法に優先することはなくなり、真実の証言を行う目撃証人が 4 人いるという、通常起こり得ない状況の場合を除き、1979 年令の罰則が適用されることはない。我々の知る範囲において、1979 年令の規定の下での有罪判決が下ったことはこれまでにない。

以上の状況を鑑み、当該カップルに関しては、結婚の推定が成り立つと考え、遅れての結婚登録を行うことがよいと我々は考える。

また、未婚者、寡婦、離婚者と自身を言い表すことのできない当該の母親が、イスラム教の下で結婚することが可能であるかを尋ねられている。

イスラム法の下では、結婚するためには女性が未婚者、寡婦、または離婚者でなければならないとの定めはなく、すべての少女／女性は、誰か別の人物とすでに婚姻関係を結んでいない限り、思春期に達し、精神的な問題がなければ、有効な結婚を行うことができる。婚姻証明書 (Nikah Nama) では、上に挙げた定義のいずれであるかについて記載することが求められており、それ以外の選択肢を選ぶことはできないが、記載事項が真実であるかどうかの調査はなく、記載内容はそのまま認められている。Imambandi vs. Mutasaddi 訴訟 (1918) 45 I.A. 73) からの引用 (上記を参照のこと) から明らかなように、イスラム法は売春婦との結婚を認めている。それ故に、上述のイスラム法に従い結婚の推定が成り立つ場合は、結婚の申込みと承諾がなされた時点において花嫁は未婚者であったとの主張が成り立ち得る。

上記に関し、ご質問がある場合は、遠慮なくご一報いただきたい。

敬具

Khan & Piracha を代表して

アムナ・ピラーチャ

附属書 B

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Khan & Piracha から英国高等弁務官事務所への 2015 年 4 月 20 日付書簡

内務省 国別政策・情報チーム御中

2015 年 4 月 20 日

受領した問い合わせに対する回答として、パキスタン・イスラマバードの法務コンサルティング会社 Khan & Piracha より以下の助言を受領した。

1951 年パキスタン市民権法（1951 年法）第 5 条の下では、1951 年以降に生まれた子供は、親（母親または父親またはその両方）が子供の出生時にパキスタン国民の場合、血統によりパキスタン国民となることに留意のこと。

第 5 条但書の下では、1951 年以降に生まれた子供の親もまた血統主義のみを根拠としたパキスタン国民である場合、子供がパキスタン国外で生まれた場合に市民権を得るには、出生国のパキスタン領事館／大使館での登録が必要となる。

血統主義による市民権の取得手続きは、1952 年パキスタン市民権規則（1952 年規則）で定められている。

ご指示いただいた通り、非嫡出子に対する CRC および CNIC の発行について、2002 年国家データベース・登録局令（登録局令）、2002 年国家データベース・登録局（国家 ID カード）規則（規則）、2002 年国家データベース登録局（国家 ID カード申請）規定（申請規定）および国家データベース・登録局（NADRA）職員との面談を踏まえて精査した。貴殿の問い合わせへの回答は以下の通りである。

1. 子供に関し、非嫡出子が CRC または CNIC を取得できるか否かを確認したい。

登録局令第 9 条 (1) の下では、以下が必須とされている：(a) 18 歳未満の子供の親または後見人は、当該児童が生まれてから 1 カ月以内に規定の書式をもって登録を行う。(b) パキスタン国内在住か否かに関わらず、18 歳に達した国民全員は、NADRA に登録する。

CRC および CNIC の規定書式には、両親の名前を書く欄があり、親の名前がない場合は CRC の申請は受理されない。

登録局令および規則／申請規定には、父親の名前が特定できない児童／国民の登録についての規定はないが、パキスタン最高裁判所の判例に従い、孤児院で育てられている捨て子や親のいない児童の登録に関する方針を NADRA は出している。同方針によれば、そのような児童が育てられている孤児院の院長は、宣誓供述書を提出すること

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

により、その子供の法的な後見人となることができる。このような場合については、**1890 年後見人および被後見人法**の下での後見人証明書の求めに変わるものとして同方針が適用される。だが、同方針の下では、登録申請を行おうとする孤児院は、**NADRA**に登録されていなければならない。親子関係が不明な子供の場合は、適切と考えられ孤児院の記録に記された名前であれば、どのようなものであっても、**NADRA**に登録できる。孤児院は、当該児童の親にどのような名前をつけてもよいが、一般名や、アダムやイブといった仮名は除く。

子供を非嫡出子とすることは、母親に重大な影響を与えるため、非嫡出子の登録については、（捨て子や登録された孤児院で育てられている場合を除き）**NADRA**は認めていない。

2. パキスタン国籍の親の子供が英国内で生まれた場合、英国の出生証明書を提出することで **CRC** や **CNIC** を取得することは可能か？

英国の出生証明書であれば、**1951 年法第 5 条**に従い、英国内のパキスタン大使館に出生を登録することがおそらく可能と思われる。しかし、**CRC** および **CNIC** 取得のためには、両親の詳細およびその詳細に関する文書証拠の記入／添付が必要な **1952 年規則**が定める書式で申請を行わなければならない。**CRC** については、出生証明書は有効な文書証拠となるが、**CRC** を取得するには出生証明書提出だけでは十分ではなく、必要書式への記入が必要となる。

3. 申請に当たり、父親の名前および／または結婚証明書の提出は必要か？

CRC または **CNIC** の取得申請を行うためには、父親の名前を提示する必要がある。結婚証明書提出については要件にはない。

CRC 発行のためには、子供が生まれた地域の地元行政による出生証明書の提出が必要となる。**10 歳未満**の子供の場合、それ以外の書類は求められない。しかし、出生証明書を入手するためには、両親の名前が必要であり、両親は自分たちの **CNIC** を提示することを求められる可能性がある。

CNIC の発行のためには、出生証明書または大学入学許可証または近親者の **CNIC** の提示が必要となる。出生証明書や同様に大学入学許可証に記載されるという形で父親の名前が提示されることとなる。

4. 父親の実際のあるいは仮の名前は登録のために **NADRA** に提出されることとなるのか？

CRC や **CNIC** のための申請書は、両親のうちどちらかの名前が記載されていない場合、**NADRA** が受け付けてくれないため、登録のためには実際または仮の父親の名前を必ず **NADRA** に提示しなければならない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5. 父親の名前が「不明」と記録されている場合（英国の出生証明書には父親の名前を記載する法的義務はない）、そのような申請は認めもらえるのか？あるいは、父親の名前が出生証明書に記載されていない場合、「仮の」名前を提示することは可能か？

CRC／CNIC の申請は、既定の書式で行う必要がある。現在入手可能な書式は、父親の詳細の記入が必要であるため、出生証明書に父親の名前が記載されていない場合は、実際であるか架空であるかに関わらず、何らかの名前を記載することがおそらく必要となるであろう。

6. 子供が ID カードを取得できなかった場合、その子供の医療、教育、雇用等へのアクセスは制限されることとなるのか？

教育機関への入学や、民間部門であるか公共部門であるかに関わらず雇用において、また飛行機を使つての旅行や電話の開設の際など、ありとあらゆる日常的なサービスを利用するために ID カードの必要性はいや増している。社会福祉医療や公的医療を受けるためにも、ID カードの提示が必要になるであろう。しかし、これまでのところ、民間部門の医療を受けるには ID カードの提示は必要ではない。

7. ジナとされる犯罪についての起訴／有罪件数に関する統計は存在するのか？

2014 年 11 月 9 日付の日刊紙トリビューンの記事によれば（中略）ジナ・ビル・ジャバル（zina bil jabar／レイプ）の問題についての質問への回答として、バリーグル・ラーマン内務大臣は年ごとの州別件数を公開した。しかし単純なジナ（姦通）に関する起訴／有罪件数の統計は見つからず、ジナで有罪となった判例も見つけることはできなかった。

8. 統計が存在する場合、それは地理別（地方と都市部等）に記録された情報なのか？

上の回答を参照のこと。

本書簡は、前述の情報源からの情報に全面的に基づき、パキスタン・イスラマバードの英国高等弁務官事務所スタッフが作成した。本書簡は筆者の意見を反映したものではなく、外務および英連邦省の方針を反映したものでもない。筆者は、内務省からの要請への回答として本書簡を作成しており、内容についてのさらなる質問については、すべて内務省に問い合わせのこと。